

参議院大蔵委員会會議録第二十五号

昭和二十九年三月二十六日(金曜日)午後三時三十分開会

出席者は左の通り。

委員長 大矢半次郎君  
理事 藤野 繁雄君  
小林 政夫君  
菊川 孝夫君

委員 岡崎 眞二君  
木内 四郎君  
白井 勇君  
山本 米治君  
土田 太郎君  
前田 久吉君  
成瀬 幡治君  
野澤 勝君  
東 隆君  
平林 太一君

政府委員

逓信省 横山 正臣君  
外務省 伊関 佑二君  
日本専売公 今泉 兼寛君  
社監理官 正示 啓次郎君  
大蔵省主 北島 武雄君  
計局次長 大蔵省主 窪谷 直光君  
局税関部長 大蔵省主 窪谷 直光君  
財局長 大蔵省主 窪谷 直光君

事務局側

常任委員 木村 常次郎君  
会専門員 小田 正義君  
会専門員 小田 正義君

説明員

大蔵省主計 谷川 宏君  
局主計官 谷川 宏君

本日の會議に付した事件

○財政法第四十二条の特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(大矢半次郎君) これより大蔵委員会を開会いたします。

○成瀬幡治君 私は逓信省と、それから特にこれを昭和二十九年年度だけでやめてしまつて、あと延ばさないと、こ

ういうことを菊川君の質問に対して正示さんがお答えになつておりますけれども、私は正示さんがどうこうというわけではなくて、こういう重大な問題を

単に次長だけの言明で了承するわけには行かないですから、大蔵大臣とか、或いは副総理とかいう方がやはり出

てもらいたいと思つて、そういう希望を申しておつたわけです。

○委員長(大矢半次郎君) 逓信省の次長がやがて出席いたします。大蔵大臣には連絡しておりますが、大蔵大臣は予算委員会に出ております。

○成瀬幡治君 外務省のほうはどうなんでしょうか。

○委員長(大矢半次郎君) 外務省は合同委員会のほうへ係官全部出向いて行つて、今日はここに出席はできませんという事です。

○成瀬幡治君 何か時間的に少し余裕はつかないかな。

○委員長(大矢半次郎君) では重ねて連絡いたします。

○成瀬幡治君 お願いいたします。こ

の頂いた資料を中心として、若干い

んな点についてお伺いしたいと思いま

すが、道路のことですね、それが十カ

所、航空基地関係三カ所、キャンプ関

係五カ所、こんなふうに資料を頂いて

おりますけれども、これは数といいた

ましても僅かなものでございまして、

一つこれほどかかるといふことにつ

いて具体的に承わりたい。

○説明員(谷川宏君) お答え申上げま

す。先ず今後使用見込みの道路につ

まして、この表を御覧頂きますと、

十三億二千三百万円となつております

が、そのうち演習場関係、これが十カ

所でございます。三億五千六百万円と

いうことになつておるわけでございます

するが、これは妙義山、輪島、大島、

小牧というようなところでございま

す。それから航空基地の関係でござ

います。これは三カ所ございまして、

することになつたと思ひます。複

雑になつておりますので。

○成瀬幡治君 わかりました。その他

の中にレーダーとかラジオ・ビーコン

が入つてゐるか入つてゐないか、若し

入つてゐるとすればどんなところだ

か。ここで電探関係で言つて、奥尻と

何ですか、これは……二つ出てお

ります。

○説明員(谷川宏君) 厳原でございま

す。

○成瀬幡治君 厳原でございませうか。

これがあるならば、それを一つ、どこ

とどこかといふことを……。

○説明員(谷川宏君) 奥尻、厳原につ

きましては、これは港灣関係でござ

います。港灣の基地の整備といふこと

になつております。

○成瀬幡治君 電探基地として、二項

として出てゐるわけですか。ですか

ことを一つ内訳でお知らせ願ひたいと

思ひます。

○説明員(谷川宏君) 電探基地の關係

につきましては、道路の二十七年移

替済或いは二十八年移替済の中に、

その他の施設関係といふのが、二十七

年度におきましては三十九カ所、二十

八年度はすでに二十七カ所移替が済ん

でおりますが、この中に多少電探基地

の關係の道路、電探基地の近くの道路

の補修をやつた程度の小さいものがご

ざいまして、大きい關係につきまし

てはそう大して金額が出ていないわけ

でございます。ラジオ・ビーコンにつ

きましては同じでございます。

○成瀬幡治君 そうすると、これは項

目のことを私は言つておるわけじやな

くて、一応この分け方で言つて、道路

なら道路といふことになつておつて、

その中に道路ばかりじやなくて、電探

の施設を直す費用も、或いはラジオ・

ビーコンの施設も、この中に入つて

いるといふことなんでしょうか。

○説明員(谷川宏君) 電探或いはラジ

オ・ビーコン施設そのものの経費は入

つておりません。そのビーコンに至

るところの道路、それを補修するとか鋪

装するとかいふ關係の経費は、道路で

あれば道路のところで見えております

し、港灣施設の關係でございまして

と、この電探基地二項だけでございま

するが、これは港灣の事項の中に計上

しております。

○成瀬幡治君 そうすると、そういう

施設の費用は安全保障諸費から出ていないわけですか。

○説明員(谷川宏君) 施設の建設の費用は出ておりません。

○成瀬幡治君 演習場として挙げられたこの大島というのは、あなたが十カ所のうちに挙げられた妙義・輪島・大島・小牧と、こう挙げられた大島というのは、和歌山県の大島ですか。どこの大島ですか。

○説明員(谷川宏君) この大島は和歌山県の大島です。先ほど演習場と申しました中に大島を申し上げましたのでございしますが、この大島につきましましては、主として電探基地でございまして、その附近の道路につきましましてここに入れてあるわけでございます。

○成瀬幡治君 私はよくわからないんだが、電探の施設は安全保障諸費から出さない。道路は出してやる。或いは演習場もそういう費用だとお聞きしたんですが、大島の場合は電探の施設もこの中に入っているわけですか。

○説明員(谷川宏君) 施設そのものの建設費は入っておりません。この演習場関係と申しますのは、演習場の近くの道路、或いは演習場と演習場との間の道路、航空基地の関係の道路につきましまして、航空基地そのものの建設費ではございせん、航空基地に至るところの軍用道路であります。

○成瀬幡治君 そうすると、演習場として大島と挙げられたのは電探基地ですね。島で道路を直すと、そういう意味のものとしてここに挙げられておる、そういうふうにして承じていいのですか。

○説明員(谷川宏君) そうでございします。

○成瀬幡治君 分りました。個々のことをお尋ねしましたから、ついでにもう少し話して頂きたいと思うのです。二三日前の新聞によりますと、大島県の無人島ですか、何とかいう島で、あれを米軍へ提供するということが出ておつたのですが、朝鮮戦争が終れば日本に返してやる。併しそれまでは米軍に提供するということですが、そういう費用はどこから出るのですか。

○説明員(谷川宏君) どの島でございしますか、まだ私、承知しておりませんが、その提供するという場合に、国有財産でございしますれば、その国有財産そのものについては補償の経費は出ませんが、民有の施設がもしありますれば、それを借りるなり、或いは買上げるなりして提供するわけでございます。それから、その民有施設に対する補償の経費が要るわけでございます。それは防衛支出金から出すことになつております。

○成瀬幡治君 それは島は確かに国有のものですから、私もそう思います。が、そうじゃなくて、向いに何とかという町があるのです。忠海ですか、それで忠海の港湾施設が何かを直せばやつてもいいのだ。こう承じている。地元の意味がさうだというふうに聞いている。その場合の費用はどこから出るのですか。

○説明員(谷川宏君) 具体的状況に基きまして検討する必要があります。が、その向いの町の港湾の施設、これを改修する必要があるのか、或いはそこに何か施設を新たに作る必要があるのかという点によりまして異なりしますが、若し改修をするということでは、米軍がそれを必要とするか、或いはすでに或る港を米軍が専有的に使用しまして、代りの港が要るという場合におきましては、代替の港湾施設という意味におきまして、安全保障諸費から支出することになつております。

○成瀬幡治君 そうすると、これはまだこの費目で支出するかどうか分りませんのですか。

○説明員(谷川宏君) まだ正式に具体的にどういふ補償をするかということが決まっておられませんので、若し決定いたしましたら、政府としても、代替施設の新設、或いは補修をするということが必要な場合におきましては、安全保障費の検討中のものという中に四十三億を見てもございします。そこら金を出すことになろうと思ひます。

○成瀬幡治君 四十三億ではなくて四十三億のほかにまだ予備が十二億とつてあるわけですか。

○説明員(谷川宏君) 十二億と申しましたのは、五百六十億のうち十二億を引きました五百四十八億の工事を実施する場合におきまして、米軍の要請によりまして設計の変更等が必要になつた場合に出す、そういう意味の予備的な経費でございします。

○成瀬幡治君 個々の問題について全部お聞きしたいわけですが、これも、これは時間の関係その他いろいろな関係もございしますから、私は非常に便乗して、例えば都市計画とかということ、例えば、或いは地元の反対から、まあ何とかそれに報奨的なものとして道路を直すとか或いは港湾を直してやらなければならぬということ、無用と言つてはいけないうことです。

けれども、国家的な見地から見れば相対的に無駄と言えないかも知れないが、特別に優遇したような金の使い方がされておると思うのです。それはちやうど公共事業費におけるところの不正使用と同じようなものだと思います。そこで、あなたのはうとして聞きたい点は、例えば東京都内に道路を作つて行く、都としては当然環境線なら環境線を作ろうという計画はある。それをそこにたまか倉庫なら倉庫を作つたということについて、それを便乗させて、経費をうんと安全保障諸費でみてやつて行くというやうなやり方というものは、妥当なものだと考えておられるのか。そういうものはこれからどん／＼チェックして行くつもりなのか。具体的な方針を一つ次長さんから答え願ひたいと思ひます。

○政府委員(正示啓次郎君) 只今成瀬委員から御指摘の点は、公共事業その他につきましても、とかくこの便乗といふことがありまして、この点、財政当局として常にできるだけ注意を払ひ、そういうことを避けておるわけであります。安全保障諸費につきましても、この経費の性質上、特にそういう面につきましましては従来も注意をいたして参つたのであります。併しこういう施設等が設けられる地元といたしましては、又その特殊な関係等からいろいろの御要求のあることも事実であります。そこで私共は、まあ大体道路につきましましては建設省、港湾につきましましては運輸省というふうな、それ／＼所管の省があるわけでございますから、それらの各省と十分連絡をつけるのみならず、昨日来申上げました施設特別委員会というやうなものも作りまし

て、できるだけ公平な基準等も設けまして、例えば道路等につきましましては、自動車などのくらしい使方が、そのうち駐留軍関係はどうであるかというやうなこともよく調べます。港湾等につきましても、駐留軍の關係にどの程度のものが使われるか、時間的空間的にそういうやうなこともできるだけ計量いたしまして、その結果として、これは安全保障諸費で見るときものであるかどうか。又、見るといたしまして、どの程度見るべきものかというやうなことを検討いたすわけでありまして。そういうやうなやり方で、昨日来申上げましたように従来も極力この便乗等の排除に努めて参つたのでございします。が、なお今回財政法四十二条の特例をお願いいたしまして、従来の特例につきましまして、折衝を行う余地があるものもございします。それらにつきましましては一層それらの点を配意いたしまして、従来も十分注意をいたして参つたつもりでございしますが、なお今回は一兆予算というやうなことで、更に財政支出を引締めて行くことが必要でございしますから、一層そういう点につきましましては注意をして参りたい。かように考えておる次第であります。

○成瀬幡治君 もう少し具体的にお尋ねするわけですが、世田ヶ谷なら世田ヶ谷に一つの倉庫がありまします。それに対して道路を拡げようとするのがあるわけですか。これを都のほうの予算関係で調べましても、二十七年年度にも一銭も計上してない。二十八年年度にもない。今度二十九年年度でそれをやるかやらないか。こういう問題が出て来ると思ふんです。計画はあるやうで

す。その計画を見てみると、あそこには外人も家を借りておるわけだ。その前は拡げない。某自由党の關係の人がおると、その前もよけて道路を拡張して行くというやうな、そういうやり方をしようとしておるわけなんです。計画を聞いてみれば、これを三十メートル道路にするか、十二メートル道路にするかはまだ決つていない。併しこれは当然安全保障諸費として見てやるんだというやうな、何だかさつぱりわからぬやうなことが伝わつておるわけですが、こういうのは私は当然チエツクして然るべきだと思ふ。そういうやうな具体的なところをチエツクするかどうか。

○政府委員(正示啓次郎君) 御指摘の具体的な例につきましても、もとより移替に際しましては、私どもとしては、この全体の計画を検討いたしておるものであります。比較的予備費支出等と同じように支出或いは移替えが決りますと、あとは或る程度まで建設省なら建設省が今度主管官庁になるわけでございます。これは御承知の通りでございます。そこで主管官庁が与えられまして金額の範囲内で最も効率的に又経済的に工事を進めて行くように監督いたす建前になっておることは、御承知の通りであります。例えば今のお話、私具体的に詳しく存じませんが、場合によりまして建設省その他からお聞きを頂いたほうがよいかと思ひますが、こういうことがあるわけでございます。

迂回して多少それを避けた場合と補償をする場合と、どちらが多額を要するかと云ふやうなことを現実には考へなければならぬ場合があるかと思ひます。その結果、これが客観的に、やはりこのやうなやり方の工事の方法のほうが経済的であるというところはつきりいたしますれば、場合によるとそういう技術的な方法を講ずる場合があるかと思ひます。ただ只今御指摘の点につきましても、私、具体的に當つておりませんが、まあ技術的にはそういうことも考えられるというのを一応申し上げます。併しながら私どもとしては、もとより先ほど来申し上げましたやうに、国家財政の運営に當りましては、事前の折衝に當つても、できるだけ圧縮いたしております。なお実施に際しましては監督をいたしておることは御承知の通りでございます。それらの方法等によりまして、不当な支出がございしますれば、これは私どもとしてもチエツクして行かなければならないのであります。御指摘でございます。それから、それらの点につきましてもよく今後とも注意をして参りたいと思ひます。

○成瀬權治君 もう少し私は具体的に申すと、東京急行電鉄ですか、もう神奈川県で、五十万坪ぐらゐ土地を買つておるわけだ。これはもうぐつと傾上つておるわけだ。御承知の五島慶太さんがやつておる、そうして東急だけじゃ余りにも不動産的なものを取扱つておるやうなもので、横浜不動産とか何とかいう第二会社を作つて、而も道路もこういうふうになつて行くのだというのを盛んに宣伝して金儲けをやつておる。而もこういう安全保障諸費を使つてやらせようという、丁度私は造船利子補給と何ら変らないと思ひます、やり方というものは、これは法律でなくて、こう延ばしたことによつて、今度建設省とあなたのはどう、つながつてやつて行けるわけだ。そういう点について具体的にあなたのはどうよく調査されて……建設省だから知らんと、そういう態度なのか。私はやはり相宜いかがわしいいゝんな話もある。ななはに聞かされて来るだろと思つて、それから、そういうものを極力チエツクして頂かなければならぬと思ひます。

○政府委員(正示啓次郎君) 只今重ねて御指摘の点は、おそろく座間に参る道路のことを……

○成瀬權治君 そう、座間というのに便乗しておるわけだ。実際はそうじやないですよ、放射線、東京都の放射の道路に關係をしておるわけだ。

○政府委員(正示啓次郎君) この点、相当技術的な問題のようでございます。それから、私どもとしては技術的な設計なり或いは工事の施工者としての判断をよく聞かなければならぬのであります。が、やはり責任者として、その点は十分いろいろの点を考慮した上で、最適と思つておることを実行したものでございとおるわけだ。ただその結果として、道路ができた結果として付近の地価その他が変動するといふことも無論考へられるわけでございます。只今御指摘もございしましたが、無論私どもは、事は建設省であるから全然関係ないといふやうなことは毛頭申上げざるつもりはないのであります。これは御承知のやうに、財政の運営を總括しておる大蔵省といたしましては、

予算の配賦なり或いは実行上の監査等におきましてそれ／＼責任を持つておるわけでありまして、それらの点において不当なる支出の行われぬやうに今後とも十分注意して参りたい、こういうやうに考へておる次第であります。

○成瀬權治君 都心の施設を地方へ移して行くといふやうなことが、こう決められたわけですが、これは少くともこの安全保障諸費が予算に計上されてのちに私は話が決定されたことだと思ふのです。こういう予算といふものは、今度の財政法の四十二条の金が余つておるのだから、そこから出すのだといふ建前でやつておるに違ひないのですか。それから、この費用は、都心から地方へ移る費用は安全保障諸費から出ないのですか。

○政府委員(正示啓次郎君) 安全保障諸費の積算につきまして、予算の計上につきましても、昨日も御説明を申し上げたのでございますが、只今お話の都心から郊外その他に、いろいろな施設を移転するといふことが、安全保障諸費を計上いたします。その目的でございます。また、まあ当時私どもは直接関与をいたしておりませんが、当時の説明等を見まして、駐留軍關係のいろいろな施設が都心から郊外その他に移転するたに更に施設を作つたり、或いはそれに關連して、道路その他の整備をするといふやうなことが安全保障諸費の主體であつたことは、これは成瀬議員も御承知の通りだと思つておるわけだ。そこで四十二条の特例をお願いいたしました目的として、金が或る程度余つたから、これを繰越権を認めて頂いて、今後ともそういうことをやつて行く

という趣旨かとお尋ねでございますが、これは昨日も申し上げたと思ひますが、私どもとしては、この二十七年度以来、先方からのいろいろの要求に對しまして、昨日申し上げました施設特別委員会等の機關において、非常にこちらとしても微力ながら努力をして参りました。先方の相当龐大な要求に對しまして、常に当方といたしましては、例えば管轄或いは道路等、すべて日本の規格といふものを採用しまして、それを越えるやうなものは到底こちらでは施設できない。例えば宿舎等につきましても、相当これは先方のいろいろ特殊の要求もあるものであります。が、それらはすべてお断りを申し上げるやうな次第であります。

そういうやうな努力の結果、大体このお認め頂いた五百六十億の範囲内で賄つて行けるという見込みでおるわけでございます。これ又、昨日申し上げましたように、初めから五百六十億が先に決つたものでは決つてないのであります。大体の見通しが五百六十億であつたのであります。実行上は相当先方との折衝その他に努力をして、やつとこれに収めて来ておるやうな形になつておるわけであります。そこで、この機会にもう一年限りの繰越しをお認め頂くならば、大体今まで聞いておりましたところの先方からのいろいろの施設關係でなんとか処理をしなければならぬ問題を、大体処理できるといふ見通しで、重ねてそういう種類の経費を予算に新規に計上することとは避けられるという見込みで、この特例法をお願いいたしておる次第であります。

○成瀬權治君 そうしますと、特損法

が前々国会ぐらゐに通つておるわけですが、そういうものに基くところの損害補償のお金などというものは安全保障諸費からは全然支払われておらないわけですか。

○説明員(谷川宏君) この安全保障諸費から今お尋ねの経費は支出する予定になつておりませんし、現に実際支出したことは一つもございません。

特損法関係の補償の経費は、すべて防衛支出金から出ることになつております。防衛支出金の中には昨日も御説明いたしましたように、米軍に対して交付する金以外に、提供した施設の借料とか補償とか、それらの経費を賄うための金が二十八年度予算におきましては、六十二億四、二十九年度の予算案におきましては五十二億四計上されております。

○成瀬幡治君 そうすると、これは少し脱線というわけですが、関連してお聞きしたいのですが、内灘一戸当り五万円ぐらゐの見舞金という形で出ているわけですか。そういうようなのはどの予算費目から出ているわけですか。

○説明員(谷川宏君) 只今のお尋ねの内灘の演習場に関連した補償の経費でございますが、そのうち見舞金として出しました経費がございますが、これは防衛支出金から出ております。

○成瀬幡治君 防衛支出金のどこから出ておるのですか。

○説明員(谷川宏君) 防衛支出金の只今申し上げました借料その他の補償の経費、これが二十八年度予算におきましては六十二億四計上してございます。そのうちから出ております。

○成瀬幡治君 あれは内灘だけども出ておつただけで、あとは見舞金とし

ては出ていないようですね。二、三日前の新聞を見ますと、妙義のほうにも何かこの見舞金をくれというふうな要求があつた。それに対しては全然出さないのだという。なぜあれは内灘だけ特別に見舞金の出ることを大蔵省は認めたのですか。

○説明員(谷川宏君) 見舞金としては、内灘以外の地区につきましても見舞金として出すことが適当な箇所につきましては出ておるわけでございます。ただその見舞金がその見舞をする対象になる事柄の性質によりまして違つておるわけでございます。例えば行政協定の十八条というのがございますが、その規定に該当する場合、例えば飛行機が墜落して被害者が出る、これらの場合に対しては補償という名前が出ております。併しながら十八条の場合におきましても、米軍に責任がな

いという判定が下つた場合におきまして、なお国として救済をする必要があるという場合におきましては、見舞金という名前でもその被害者に対して救済の金を出すことになつております。

で、今お尋ねの内灘の場合でございますが、それがほかの場合と違つて申上げますと、内灘につきましては、私も調査いたしました結果によりまして、あそここの漁民は全然生業の手段を失つてしまつたわけでございます。こういう点はほかの地区には一つも類例を見ない非常に厳しい被害を受けるわけでございます。従いまして、そういうほかの地区とは比較にならない被害を受けるという意味におきまして、或る程度の金が出ておるわけでございます。

併しながら妙義の場合につきましても、内灘と違ひまして、全然その演習場を全く接収を受けてしまつたというふうなことはないわけなんでございます。○成瀬幡治君 私はここに閣議決定の十八条に基づく見舞の補償要綱を持つておるわけですが、療養見舞と休業見舞、災害見舞、死亡見舞、葬祭料、財産見舞、こんなふうになつておる、見舞金の基準が……。このうちのどれに該当しているか。

○説明員(谷川宏君) 今お尋ねの見舞金の基準は、先ほど御説明申し上げました十八条によりまして米軍の行為による事故、その事故の被害に対する見舞金の場合でございます。内灘の場合には現実に具体的な一つ一つの行為によつて被害が起つたわけではないのでございまして、演習場を設定するということによりまして、間接的に漁業の収入が得られないという場合でございます。ですから、今お尋ねの見舞金の支給基準とは違つたわけでございます。

○成瀬幡治君 そういふ基準はどこによつてですか。法律的のものによつてか、何によつてか、それを示して頂きたい。

○説明員(谷川宏君) 内灘の場合には閣議決定によりまして処理いたしました。○成瀬幡治君 閣議決定というのとは内灘に一戸五万円の金を出すという閣議決定かね。基準を作つてのものか。

○説明員(谷川宏君) 内灘の場合につきましましては、閣議決定があつたわけでございますが、その閣議決定の内容は個々の人に対して幾ら／＼ということではなしに、全体として大体このくらい手厚く補償するという趣旨の決定が

あつたのでございます。その閣議決定に基づきまして現実に調査庁におきまして現地を調査した結果、その金額その他を算定いたしましたして支給をしたことになつたわけでございます。

○成瀬幡治君 内灘の魚が全然取れなくなつたから金を出したのだとおつしやるが、海面は全然使用してないわけですか。魚を取れないことはない。危険区域というのは若干はありますけれどもそうじゃないわけですか。本間に魚が取れないというのは九十九里浜だとか、或いは関根だとか、或いは今度右川県、富山県にやりましたね、そういうところが取れない。そういうところには一戸当りの見舞金というものは全然出てないわけですか。そうしてあな

たの説明では、こういう特別な事情から出したのだと、この点が違つているのじゃないか。

○説明員(谷川宏君) 今のお尋ねでございますが、内灘の場合におきましても、この海岸を全部接収されることになりまして漁船が出ることができないわけでございます。海面については成るほど広い範囲の接収を受けておりませんが、漁船が出ることができないことになりまして結局、漁がな

いわけですか。一方、九十九里につきましましては船は出ることはできるわけでございます。で、海面の操業を制限をされた以外のところに出ることができ

わけでございます。九十九里の場合におきましては、やはり閣議決定の補償要綱によりまして実際の損害額を算定いたしましたして、現実の被害金額に對しまして補償を払つておるわけですか。

おつしやるのは、内灘の人が全然漁をやつていない。九十九里や関根の人たちは漁をやつてゐる。だからそこが違つたんだと、こういうことですか。

○政府委員(正示啓次郎君) 成瀬委員にちよつと申し上げますが、今日は余り防衛支出金のほうは実は何れも余り用意をしておりません。安全保障諸費の問題の御審議を願つても参りまして、場合によりましては、防衛支出金も無論これは予算の出ることでございまして、改めてこういう調査をして参るようとか、或いは防衛支出金について質問をするからよく調べて来いとおつしやつて頂ければ十分調査をいたして来ますが、今日は安全保障諸費と連合国防補償費のことを調べて来ておられます。関係で、若しできま

したら、他日にお護りを願ひたいと思ひますが。

○成瀬幡治君 私もし承知します。それは関連的に少し余り広げ過ぎたかも知れませんが、併し私は言ひたい点は、道路の問題にしましても、こういうところでも余りにも国の金が政治的に使われておる。そういう点を非常に遺憾としておるからお尋ねを実はしたわけなんです。結論はそういうことなんです。

續いてお尋ねしたいんですが閣議決定、閣議決定と、こういうわけですが、閣議決定したもののは、これは参考のためにお聞きしたいんですが、一つの例になるものですか。一ぺん決めてしまえば一ぺんぼつくりで、あと何も影響のないものか。どういふものですか。

○政府委員(正示啓次郎君) 閣議決定

につきましてのお尋ねでございますが、私、そのほうの専門家にございませぬが、私も常識的に閣議決定にはやはり一回限りのこともあろうかと思ひますが、併し又、中には、閣議で方針を決めまして、その内閣がずつと内閣の方針として堅持するもの、或いは次の内閣にまで引継がれるようなものもあるかと思ひます。相当永久的なものもあると思ひますが、中には例えは年度を限りまして、例えは昭和二十九年度の予算の実行に關する閣議決定というふうなこともあるかと思ひます。その性質によつていろいろ違ふと思うのでありますが、閣議決定はやはり内閣の方針なり或いは閣僚関係の間の統一的なやり方というものが決められるのでございしますから、相当これはやはり行政部内としては最高の重要な方針の決定である、こういうふうにも考へております。例えは只今の安全保障諸費等につきまして、この使用をどうするかというふうなことの基準等が閣議で決りますと、少くとも相当これはいろいろのケースを統一的に処理して行くところの基準である、こういうふうな解釈すべきものと考へております。

○成瀬權治君 行政協定の二十六条で紛争というところがあるんですが、實際問題として土地をいやだとかいふようなことを言ふと思ひます。そうしますと、ここで若し解決ができなかつた場合に、日米合同委員会なり、特別委員会で解決されなかつた場合に、それに關連して第三項の解釈は實際問題としてどういふことになるんですか。合同委員会が解決ができなかつた場合には、適当な経路を通じてその問題をそ

れぞれの政府に更に考慮するように移すものとすると、こういうことなんでしょうが、私はこれに對してお尋ねする趣旨は、四十三億という金が、まだアメリカとの折衝として残されておる問題だということに了承するから、そうすると最後には二十六条の第三項で問題が解決して来るんじゃないかと、こう思ひますから、どういふふうになつて行くのか、その辺のところを一つ御説明願ひたいと思ひます。

○説明員(谷川宏君) 安全保障諸費によりまして支出をする問題の事項につきまして、勿論お尋ねの通りに二十六条の三項の適用があるわけにございします。で、具体的に申上げますと、安全保障諸費で支出をする対象になる経費、例えは道路、どこどこ間の道路が駐留米軍の必要であるという申出がありまして、施設特別委員会にかかりまして、日米双方の委員で検討した結果、行政協定の実施上止むを得ないという日本側の意見に對しまして、施設特別委員会におきまして決定がなされまして、その決定を日本政府部内の手続きといたしまして、閣議にかへまして、閣議決定に持込みまして、然る上、日本政府の正式の意思をアメリカ政府に表明するわけにございします。そこで調印がなされるわけにございします。その場合に、施設特別委員会におきまして意見の対立がございしますと、問題の解決ができなかつた場合、更に上級の機関である合同委員会の決定を経るわけにございします。今度の場合におきましては、更に合同委員会で意見の調整ができなかつたか、検討するわけにございします。そこでなお解

決ができないという問題につきまして、閣議の決定を経て、更に米國政府と折衝をするということになるかと、思ひますが、只今までのところは、大体におきまして、日本政府がどうしても困るというものにつきました。アメリカ政府におきまして十分その点を考慮いたしまして、何らかの解決を円満に見ているような次第にございします。

○成瀬權治君 そうすると、この二十六条の三項に基いての紛争を処理するやうな問題は大体なさそうだが、それまでには到底日本政府のやうな大體譲つて行くから、私は円満に解決すると思ふのですけれども、大體さういふやうなことで今までは大體解決されて来ておる、或いは今後残されておる問題について大體さういふやうな見通しである、こういうふうな了承していいわけですか。

○説明員(谷川宏君) その点につきましては、大藏省よりも外務省が所管の役所でございします。必ずしもお説のやうに日本政府が全面的に譲るといふことではないのでございまして、從來におきまして、相当、日本政府全体といたしまして、全体としてどうしても具合悪いという点につきました。は、アメリカ政府に十分その意思を徹底させるやうに努めて来たわけにございします。

○成瀬權治君 私はさういふふうにおつしやるなら聞き直つて聞きますが、日本原というのがあるんです。全然使つていないわけですか。あれは返して貰つたらいいんじゃないですか。返して貰つたら。日本原の演習場

につきまして、詳しくは私、存じませぬが、現在使つていない。まだ正式に提供はしていないという場合におきまして、これを提供することに決定するといふ経緯につきました。は、相当日米間に折衝があつたわけにございします。が、現在使つていないものにつきました。は、極力日本政府としましては提供を遠慮して貰ひたいといふことで話を進めて行くのが、大體の方針だと存じ上げる次第にございします。

○成瀬權治君 こういう問題は外務省にやる問題で、あなたの方にも施設特別委員会の中に大藏省の關係の人も入つてゐる。議長は調達行がやつておられるが、あなたの方の人も入つておるから、關連してお尋ねしておつたのですが、外務省の人が見えてからお聞きしたいと思つております。

次に伺ひたいのは、保安隊が一緒に……關根なんか一番いい例かと思ふのです。實際に私も各所で使つておつた場合に、アメリカの許可を得て使つておると言ふから、それは使うことの是非は大藏省に關係はないと思ひますが、もしそこで不幸にして何か事故が起きた場合、その補償といふのはどこがやつてくれるのですか。

○説明員(谷川宏君) 今お尋ねの場合にございします。具体的な場合にございまして考え方が違ふと思ひますが、例をもう少し詳しくお示し願ひたいと思ひます。

立入つてはいかん、保安隊の人達も立入つてはいかんと言ふ。そこでたまさか漁船が危険区域に入つたか、そのそばを通つたといふことで、流れ弾に當つたといふ場合の補償、それから或いは關根なんかにおけるところの仮に突撃射撃をやつたために附近の山が燃えたといふやうな、さういふ土地の物件に對して被害を与えた、さういふ事例です。そんなものについて御説明願ひたいと思ひます。

○説明員(谷川宏君) 只今の例の場合にございましては、その行為者が米軍でなしに保安隊の職員であるといふ場合であれば、勿論これは米軍の責任にするといふわけには参りませんので、保安隊におきまして適當な措置を講ずることにならうかと思ひます。

○成瀬權治君 その場合に指揮者といふのですか、指導者といふのですか、さういふのはアメリカの人でもいいのです。

○説明員(谷川宏君) 今、仮定の問題のやうにございします。……

○成瀬權治君 いや仮定じゃないですよ。

○政府委員(正示啓次郎君) 非常に難かしい御質問でございしますが、これは保安隊當局あたりが参りませんと、保安隊が米軍の指揮の下に動いておつて、さういふ事故があつて補償するといふやうな場合に、実はまだぶつかつたことがございしませんので、それらにつきましたも適切な御回答を申上げることは困難のやうに存じますから、別の一つお願いをできれば大変幸甚でございします。

○成瀬權治君 この扱いについては委員長にあつてお願いしたいと思ひます

が、もう一点こういうことについて聞  
連してお尋ねしたいと思ひますこと  
は、外務省も十分特別委員会などに  
いてアメリカと折衝して、取られない  
ようにがんばつてくれる、又今度は逆  
にアメリカの圧力に屈してどうしても  
提供しなければならぬ、という結論  
として、日米合同委員会に出した、閣  
議にも提訴した、例えは実例を取れ  
ば、妙義です。妙義の地元の人達は、  
いやだとがばつて来ます。そうしま  
すと、強制収用いゆる土地収用法に  
かけては私は取つて行かないと思ひの  
であります。そこで大蔵省は最後に沢  
山あなたのところは金を出して進んで  
もらわなければならぬ、という段階に  
追込まれて来ると思ひます。その場  
合には大体ノーズロース的に、あなた  
の方は幾らでも金を出して、金で解決  
するということを了承しているのか、  
これ以上は絶対に金を出さんという押  
えを以てやつてゐるのか、その辺の一  
つ御所見を伺いたいと思ひます。

○政府委員(正示啓次郎君) 先ほど  
来、幾々申したところで御了解を頂い  
たと思ひますが、私もはすべて、  
いわば納税者から頂戴いたしました血  
税でございますから、いやしくも如  
何なる経費についてもお言葉の通りの  
幾らでも出すというふうな考え方を持  
つたことは一度もございせん。特に  
安全保障諸費のごとく、昨日来、別の  
委員の方々からも御指摘のように細か  
く内訳も示さないで国会の議決を得て  
おる予算でございますから、これはそ  
の支出については特に嚴重にそういう  
点については注意すべきであるという  
ことは、当初から国会のほうからもし  
ば御要求を受けておるところであり

ます。たび／＼申上げましたように、  
米軍との折衝でございすから、いろ  
いろ技術的に困難な面もございす  
が、我々微力ではありますが、最善を尽  
して、そういう点については折衝いた  
すと共に、国内的にも各地のいろ／＼  
の御要求がございす、が、それらに對  
しまして一つでも、甘い、いゆる  
甘いやり方をやつたのでは、ほかに非  
常に影響するところが大きいという点  
については、財政を預かる事務当局と  
いたしまして、常に心を砕いておるの  
であります。そのために、先ほど申  
上げましたような各省との折衝或いは  
施設特別委員会等の連絡方法を講じま  
して、横のバランス、縦のバランス、  
常にバランスをよく考えますととも  
に、全体の歳出のできる限りの圧縮と  
いうことに意を用いておるのでありま  
して、只今重ねての御質問のように、幾  
らでも金を出して円満に事を解決すれ  
ばいいのだというふうなことを、かり  
そめにも考えたことはございせん  
し、今後ともそういう考え方はいたさ  
ないで、お認め頂いた金額の範囲内  
におきまして、これをできる限り圧縮  
しまして、実行上少しでも節約を図つ  
て参りたいと、こういうふうな考え  
ておるわけでありす。

○成瀬幡治君 私はそういう抽象論じ  
やなくて、私は具体的なことでやりま  
す、妙義の補償を見てみますと、牧  
草地が坪千円と言ひます。買入場  
合に……坪千円なんですよ。付近の  
山林の賃賃料が年確か七十七銭だと記  
憶しておりますが、そんな恰好だと思  
ひます。そういうものをやられる場  
合、具体的な何からこう千円を弾き出  
したのか、立木は全然ない。どうい

うので弾き出されておるのか。あなたの  
方は妥協だと承しておられるのです  
か。  
○政府委員(正示啓次郎君) 調達庁を  
お呼び頂いたのでしようか。  
○委員長(大矢半次郎君) 調達庁は頻  
りに出席を要求しておりますが、次長  
は一、二時間のうちにはこちらに参る  
ということでありましたが、まだ見え  
ませんので、今至急出席方を要求して  
おるのであります。  
○政府委員(正示啓次郎君) それでは  
只今の妙義山の問題は具体的なケース  
でございますので、これは直接調達庁  
からお答え頂くのが筋かと思ひますの  
で、便宜、谷川主計官の知つておるこ  
とだけを具体的に申上げます。  
○説明員(谷川宏君) 只今のお尋ねの  
妙義演習場の米軍の山麓訓練場の用地  
として買収する土地の買収価格の点で  
ございす、この評価につきまして  
は調達庁におきまして現地を調査いた  
し、慎重に検討した上決定されたもの  
だと思ひますが、その評価の基準と  
いたしましては、閣議決定の補償要綱  
というのがございまして、その要綱に  
よりますと、第四条にございまして、  
附近の近傍地の価格、売買価格  
を一応参酌することもできる、という  
ことになっております。お尋ねの妙義  
山の場合におきましては、軽井沢寄  
りのほうの一つ峠を越した所におきま  
して売買された実例がございまして、た  
しか坪三千円で取引されてゐるという  
例を承知してゐるのでございす、が、  
三千円は相当高すぎる。又、土地の地  
理的な条件におきましてもやや劣つて  
おるという關係を考慮いたしまして、

大抵千円程度で買ふということに調達  
庁が決定したというふうに承知いたし  
ておるのであります。  
○成瀬幡治君 三千円でできたところ  
というの、軽井沢なら軽井沢のこ  
ろでしょう。妙義のあの山のつべん  
で、こんなふうなところは、現地に  
いであらなくて御想像がつくと思  
ひます。坪三千円する場所のどの辺かとい  
うことは、地図の上から、交通の上か  
ら、いろ／＼なところから割出して、  
わかつて思ふ。それだから、あそこ  
も千円として妥協だろう、こういう  
ふうにおつしやるかも知れませんが  
でも、私たちはそういうふうになく  
ても、非常に犠牲を払つてもらうのだ  
から、これについては十分すぎる  
うという、多分に政治的な値段が積み  
重なつた値段だと、こう思つておるの  
です。

○説明員(谷川宏君) 只今のお尋ねで  
ございす、必ずしもお説の通り決  
定したわけではございせん、実際  
調達庁の職員が現地を調査いたしま  
して、どのくらいの距離が離れてい  
るか、或いは地理的の条件の差がどの程  
度であるかというのを慎重に調査し  
た結果、弾き出された値段と了解して  
頂きたいと思ひます。  
○成瀬幡治君 これは現地に行つて云  
ふと云ふと、あなたのほうには直接  
的なことになつて、間接的な問題に  
なるから、御問答をしても何です  
か、調達庁のかたが来てから言うこと  
にいたしたいと思ひますが、そうしま  
す、結局ちよつと条文でお尋ねする  
わけですが、二十九年に繰越すもの  
は、二十七年に繰越すものを二十八  
年度で使つて行つてお残つたものを

二十九年に繰越して行く。そうして  
二十九年に若しこのことが完了をし  
なかつたといつた場合にはどうせられ  
るのですか。  
○政府委員(正示啓次郎君) 昨日も申  
上げました通り、今回限り繰越をお  
認め頂ければ、二十九年中にはすべて  
工事完了という大體の見通しを持つて  
おるわけですが、併しどうしても工事  
進行中、思わざる不測の事故が起き  
まして、すでに契約は全部済んでおる  
けれども、工事が完了しないので支払  
いが少し残つたという事態が起りました  
場合には、これは財政法の事故繰越と  
いうことがございす、それは御承知の通  
りでございすから、それによつて事  
故繰越ができるのでありますから、今  
回の特別法としてお認め願ふことは  
意味が違つて参ることになるわけであ  
ります。併しながら私もとしては、  
心構えとして、こういう経費はできる  
限りそういうふうになくやるべきもの  
ではないというふうな考えです。大體  
二十九年中に工事が完了するといふ  
ふうな考えております。

○成瀬幡治君 私は、正示さんが先ほ  
ど、都心から地方へ移つて行くものを  
一番大きな狙いとして、こういう予算が  
計上されておるというところをおつし  
や。二十九年の計画ですね、或い  
は今までやつておいでになつたことが  
大體それにおいて目的を達成されて、  
或いは二十九年でやつてしまわれる  
うへ、殆んど行つてしまふのだと、こ  
ういふ見通しがあるわけですか。  
○政府委員(正示啓次郎君) これは都  
心といふことの考え方の問題にも、或  
いは関連するのとも思ひますが、大

二十九年に繰越して行く。そうして  
二十九年に若しこのことが完了をし  
なかつたといつた場合にはどうせられ  
るのですか。  
○政府委員(正示啓次郎君) 昨日も申  
上げました通り、今回限り繰越をお  
認め頂ければ、二十九年中にはすべて  
工事完了という大體の見通しを持つて  
おるわけですが、併しどうしても工事  
進行中、思わざる不測の事故が起き  
まして、すでに契約は全部済んでおる  
けれども、工事が完了しないので支払  
いが少し残つたという事態が起りました  
場合には、これは財政法の事故繰越と  
いうことがございす、それは御承知の通  
りでございすから、それによつて事  
故繰越ができるのでありますから、今  
回の特別法としてお認め願ふことは  
意味が違つて参ることになるわけであ  
ります。併しながら私もとしては、  
心構えとして、こういう経費はできる  
限りそういうふうになくやるべきもの  
ではないというふうな考えです。大體  
二十九年中に工事が完了するといふ  
ふうな考えております。



施設で一番大きなのは、昨日も申し上げましたように、營繕が一番多いのでありますが、現在まだ東京の真中あたりで相当民間の方々の施設を接収等をしておりまして、これらのものが大體施設ができることによりまして分散をする。それは併しなお都心じやないかというところが現実において残るかと思いますが、大體やはり中央部から分散して行く。そのためのいろいろ施設をこれによつて作るのである、こういうふうな了解をいたしております。

○成瀬幡治君 それは国有土地とか、或いは国有の建物というなら別です。民有の建物をひつくるための話なんです。

○政府委員(正谷次郎君) 原則は民間国有を通じてございしますが、併しこれを先にやるかというときには、むしろ私は民間を先にやるわけでありまして、御承知のように大蔵省自身が今接収されている、虎の門で、まだ我々仮住いでございしますが、これらは大體最後になってございまして、いづれ施設ができますとあけて頂くことになつております。

○成瀬幡治君 私は具体的にちよつと承わりますが、これも調達庁関係、或いは外務省が見えにならなければちよつとわからないと思いますが、名古屋の真ん中に、名古屋だけだと思ふのです。真ん中にアメリカ村というのが、非常に格好が悪い。今度二十九年度にやらないと、もうおしまいだと思ふ。その費用がどこから出るかという又問題だと思ふ。そういうものはどういうふうになるか、その見

通しですね。それと今後のやり方というのはどうされるのか。

○説明員(谷川宏君) 只今のお尋ねの名古屋の町の中のアメリカ村という駐留米軍の家族の宿舎でございしますが、土地建物等も国有でございまして、今、正谷次長からお話でございまして、ように、できるだけ町の真ん中から周辺に移す、移つてもらふという点につきましては、できるだけ国有につきましてもそうするように、外務省から米軍当局に対して話してあるのをごさいます。何分占領中相当大なる施設が都心にございまして、一時に全部移つてもらふということにはなりませんし、又、駐留米軍の家族等につきましても、自衛力の増強によりましてだん／＼減つて行くというようなお尋ねの箇所につきましても、名古屋の周辺の適当な施設に移ることができると存じますが、時期等につきましては只今お答えできないのでござい

ます。

○成瀬幡治君 あなたは土地も建物も国有だとおっしゃるのですが、實際は、私も記憶ありませんけれども、地主がおる。民有地もあるわけですね。面積は記憶ありませんが、町の格好から言つたら、私は町の真ん中をアメリカ村として、日本人は横切つちやいけな、こういうのは一つだけだろと思ふ。これが飛行場とか何とかというならば別ですよ。こういう村としてアメリカ人の住宅がある。そういうことに對して、こちらのほうから、そういうものは都心から出てくれと、そういう働きかけは、これは外務省に聞かなければならぬが、日本がやらせるの

か、或いは向うのほうから俺のほうの家族を移したいというので、こちらのほうから受けて立つような恰好になつてゐるのか。どういふふうですか。

○説明員(谷川宏君) それは只今の場合につきましても、日本側におきまして要求をするという場合におきましては、日本政府のほうから要求するわけでございます。中にはアメリカ当局のほうで、兵力の関係でここは要らなくなつたからという申入れがある場合もございしますが、日本政府の立場からいってこれという場合には、勿論、日本政府のほうから積極的に申出をしまして、強硬に主張するわけでございます。

○成瀬幡治君 国連関係のことについて少しお尋ねしたいと思ひますが、国連軍協定が今できておるようでございますが、その前の問題ですね、實際講和発効後九十日以降に向うは立退いて行かなければならぬ。ところが岡崎・ラスタ交換公文、吉田・アチソン交換公文によつてあのあたには、おるわけですね。その金というのとはどこから支払われるのか。今までに相当あつたものに対して金額が支払われていると思ふのですが。

○説明員(谷川宏君) この法案の関係では、ございせんのですが、お答えいたしますと、お尋ねの問題は主として国連軍の使用している民有の施設の使用料というものだと思いますが、占領中は勿論、終戦処理費で日本政府が負担しております。講和発効以降におきましては国連軍側と協定ができまして、全部国連軍側が負担するということになつております。現実に金ももらつておるわけですね。二十八年度に

おきましては、予算書にも明示されておりますが、一応国連軍の使用施設の借料として、日本政府が一旦その所有主に支払ひをいたしますが、その後で国連軍から償還を受けるということになつております。

○成瀬幡治君 これは国連軍協定がついて最近できたわけですね。それともあれはいつと遡るわけですか、そうすると。

○説明員(谷川宏君) 遡ることが適當なものにつきましては、遡り得るような協定になつております。

○成瀬幡治君 金は實際は延び／＼になつて支払われないかと聞くと、實際立替金をしてゐるという場合には、後で金ももらえないという大変なことになつたり、或いは負担が重くなるからと、或いは實際は負担が重くなるからと、支拂わずに來ておるのが多いと思ふのです、實際問題では、殆んどどうも支払つてしまつたのですか。

○説明員(谷川宏君) 全部支払つております。

○成瀬幡治君 そうすると、例えば岩国の姫小島の、或いはあの辺の漁場の問題、或いは呉地区のいろいろ問題が起きておられますね。そういうものは全部支払つてしまつたのですか。

○説明員(谷川宏君) 先ほどお答えの中で申しましたように、民有の使用施設の借料の問題について、先ほどお答えしたのでございしますが、それ以外の問題につきましては、未解決の問題がございまして、協定ができませんでした。外務省のほうで目下先方とその費用の負担につきまして交渉をしてゐるわけでございます。

○委員長(大矢半次郎君) ちよつと速記を止めて。

〔速記中止〕

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ。

○成瀬幡治君 今まで支払われた金はどういうところから支払われているのですか、予算では。

○説明員(谷川宏君) 国連軍に提供いたしました民有施設の使用料を支弁いたしました科目は、調達庁所管の英連邦軍使用施設諸費立替金という科目から出ております。

○成瀬幡治君 ちよつと私は予算書を持つて來ておらんのでわからないのですが、何かそういう費目があるのですか。調達庁の中に二十六年度、或いは二十七年もあつたわけですか。

○説明員(谷川宏君) 二十八年度の予算書にございします。

○成瀬幡治君 そうすると、二十八年度にそれは初めて支払われて、二十五年や二十六年、二十七年は支払われていないわけですか。

○説明員(谷川宏君) 先ほどお答え申しましたように、占領期間中におきましては、終戦処理費から払われておりますが、講和発効以降におきましては、二十七年にございまして、その取りきめができたのが予算編成後でございまして、一応予備費から支出をいたしまして、二十八年度におきましては正規に国会の承認を受けました予算の科目から出ております。

○東隆君 先ほど成瀬君に答へられた中で、安全保障諸費は施設のほうには使われない、こういうふうにお答えになつておりますが、これは今後使われないという意味ですか。

○説明員(谷川宏君) 先ほどのお尋ねは、例えば飛行場の滑走路そのもの、或いは電線施設そのものという、そういう建設の経費には使わないというところを申したのでございますが、今お尋ねの施設という意味が、警備関係の施設、宿舎等ということでございますれば、勿論、施設にも使うわけでございます。

○東隆君 この頂いておる刷物の区分のところ、五番目に通信施設、それから六番目に保安施設、こういうのがありまして、このうち通信施設は二十八年度に出しております。それから今後の使用分についてもかなり出ておる。それから六の保安施設、これはあります。将来この金が使用見込みが立たない時に、いろいろの方面にこれが使われる恐れがあるのでございまして、今ここに掲げてある中身をいずればつきりして頂けるだろうと思ひますが、それ以外には何も出てないのですか。

○政府委員(正示啓次郎君) 東委員は昨日おいでになったかどうか知りませんが、この表につきましては昨日御説明申し上げたのでありますが、この通信施設なり保安施設というものは、通信施設について先ず申し上げますと、大体はこの下のほうの警備といたしまして、その警備に伴う通信施設を上に挙げておるわけでございます。それから保安施設というものは、これは全く特殊なものでございまして、二十七年に五六十億の安全保障諸費をお認め願う際に、保安大学と、ヘリコプターを二機買うというのを国会のほうに御説明をいたしましたのでございまして、これは私おりましたので後で聞きました。

た。その二つがここに上つておるわけでありまして、先ほど申し上げました趣旨は、こういう施設のことではないのでありまして、例えば駐留米軍が電線施設を設ける場合に、その施設を日本側で作るか或いはレーダーの施設を日本側で作るかというのかという成瀬先生の御質問に對しまして、それは私のほうでは作りません、こういうことを申上げたのであります。そこで更に今後、それじやないかという一応分けておるが、いろいろ入りくりがあつて、宿舎とかいろいろ言つておるけれども、そういうものじやなくて、別の施設を作るようなことがあるのじやないかという御質問でございますが、そういうふうには一応考えております。私も今もここに挙げておりました内訳がここに挙げておりましたように、つておるわけであります。こういう内訳で大体この経費を使つて行くというのを申上げておるわけでありまして、而もこの枠の中で、できるだけ節約をして行きたい。こういうことを申し上げておるわけでありまして。

○東隆君 今挙げられた保安大学とヘリコプターの問題ですが、これは当初安全保障諸費の中身が非常につきりして、それからヘリコプター、これは今恐らく元の警察予備隊それから保安隊、そこで使用しておるものだと、こゝう思ひますが、その関係のものじやないですか。

○政府委員(正示啓次郎君) その分でございます。

ておる。保安隊用に使われておる。こういう問題が出て来ておるわけですが、これは国会にお話しになつたとかその他いろいろなことをお話しやつておりますけれども、私は当初、安全保障費の中身をはつきりさせないで、それで而も保安隊関係の経費が未使用分を以て相当残されておる。いろいろな関係がある。そういうような場合に、こちらのほうの経費を以てやつておるということは、これは私は非常に国会の審議権を無視して使つたことになると思うのですが、その点はどうでしょう。

○政府委員(正示啓次郎君) 重ねて申し上げますが、実は保安施設としまして保安隊関係に使用したのは、この九億三千万円だけでございます。なお今後もこれを使うという予定は全然ございしません。これは上の欄にございすように、昭和二十七年におきまして移し替へた分、一番上の欄に区分を書いておるのであります。そこで審議権との関係でございますが、これは安全保障諸費を出したときの説明といたしまして、まあ主体はどこまでも駐留軍関係の、先ほど申し上げた代替施設その他に使用するのであります。ただ安全保障という意味から保安隊のこういう経費も使うということをお説明申し上げておつたわけでありまして、而もそれはこれだけでございまして、その後、今、東委員がおつしやいました通りに保安隊の経費も相当予算でお認め願ひましたので、この後はこういうものには使つていないのであります。これは二十七年度として使ひました分でありまして、このときの国会の御審議に際しましては一応申上げて議決を

願つた、こういうふうには私も伺つておるわけでありまして。

○東隆君 最初に実はこの安全保障費の中身をはつきりしておらんために流用されたという形になるのです、これは……。それでなお中身が非常につきりしておらんわけですか。今後における使用についてもはつきりしておらんわけでありまして、それについて後刻その内訳について詳細なものを頂戴することになつておりますが、私はこの経費そのものの中身からいつて、将来なほその部分に流用されるような虞の点、過去において一度犯したことがあるのですから、それで又、短期間の間にそういうようなことが行われないうと限りませんので、これはもう少し責任のある、一つ上の責任のある人からお聞きをしておいたほうがいい、こゝう思ひます。

○政府委員(正示啓次郎君) お言葉を返すように申すのでありますが、私は主計局長としまして全責任を持つてお答え申し上げますが、これは先ほど申し上げましたように、安全保障諸費を計上する際に、国会においても御説明を申し上げました保安隊関係の唯一の経費でございます。その分につきまして、これも流用とおつしやいますので、すべて道路にいたしますと建設省の管に移し替へ、港湾にいたしますと運輸省の管に移し替へますと同じように、保安施設につきましては保安隊の所管に移し替へまして使つたのであります。而もそれは当初予算におきまして御説明を申し上げておつたところでございますから、目的以外に流用したものは考えないのであり

ます。併しその後におきまして保安隊関係の予算もだん／＼お認めを頂いておりますので、もはやそういう必要はございませんので、今後この安全保障諸費の使用に當りまして只今御手許にお配りいたしました以外の目的に使用するというふうなことは毛頭考えておりませんから、その点は私で誠に不足でございますが、申上げるところは御了承を賜りたいと思ひます。

○東隆君 私はこの繰越の四十二条による特例ですが、二年繰越問題は、独立した日本として、非常に何か日本の国に對して国威、国威というものはもうないでしうけれども、それを犯されていゝるような気が非常にした感じがします。その一点ですね。それは特にこの問題について繰越の又繰越をやるのですから、その点を満足させるような一つ御答弁ができませんか。

○政府委員(正示啓次郎君) この法律案を提出いたしました趣旨といたしましては、たゞ／＼申上げましたように、まあ財政法四十二条の事故繰越というものが本来の繰越の明許を頂きますた以外の繰越の場合なのであります。が、まあ相手は駐留軍関係でございますので、実質的には殆んど契約ができるような段階に至りまして、なお最終的な契約のできないようなものがあるということが、大きな理由になつておることは、たゞ／＼申上げた通りであります。

それからもう一つ只今東委員がおつしやられました誇りというふうな点から申しますと、私もどはむしろこゝう経費をこの際二度と再び予算に新しく計上するようなことをできるだけ避



けて参りたいというふうな考へておるのではありません。そのためにこそ今回のこの特例法案をお願いいたしておるとも申上げておるのであります。即ち昭和二十七年にお認め頂きまして、本来ならば今日まで話をすべて付け、工事等も完了できるような段階に来ておればよかつたのでありますが、一つには相手方が駐留軍であるというふうな特殊性、又、二つには国会のこの御議決を願つた御趣旨からいいますと、先ほど来幾々申上げたように、できる限り圧縮を図りたいという我々の気持がございまして、施設等につきましても相当折衝に手間取つたというふうな点もございします。そういうことで、まあ思つた通りに二十八年度を以て支出を完了することができないのでございしますから、そこでもう一度、二十九年度にまで繰越さして頂きたい。そうすれば新らしく予算に計上しないので済むわけにございします。むしろ私もとしては、気持の上では、こういう経費をもう一度予算に計上するということをお願いすることが、独立を遂げた国として、気持の上から言つてもいいんじゃないか、こういう気持からやつておるのであります。併し繰越をお認め願つたといはしまして、それを全部使つてしまふという考へは毛頭持つておりませんので、でき得る限り与えられた権限の範囲内で折衝にも強く臨んで参りますし、使用に当りましてはできるだけ節約を図つて参りたい、こういうふうな考へておるのであります。

○東隆君 私は相手方が駐留軍であるが故に繰越をしたものをもう一度繰越をする、こういうところに非常に不満足なところがあるのであります。そこで、こういう予算を再び組むことが却つて誇りを傷つけるのじゃないか、こういうのですが、私はこの関係のものを分けてみますと、建設省関係、主として建設省関係に多いのです。そういうふうな方面にこれは当然移し替へて、そうしてやつてしまへば、これは何も問題でないと思つたのです。それはどうでございしますか。

○政府委員(正示啓次郎君) これはすべて建設省なら建設省へ移し替へるわけにございします。

○東隆君 勿論ございしますが、予算そのものを移してしまへばいいんじゃないですか。

○政府委員(正示啓次郎君) 予算そのものを移し替へるという事は、要するに、これを一応全部不用にして、そのうして新らしく予算に組み込むという御趣旨かというふうな拝聴するのであります。それが、それでございしますと、これは新規に予算を計上するということになりません。そこで折角二十七年にお認めを願つた予算でありますから、実行に當つてはすべて所管に移しておるわけでありまして、そのやり方でもう一度限りやつて行きたい、こういうつもりなのであります。

○東隆君 私は、移し替へて、そうしてはつきりしたほうがいいように思ひますが、それは昨日、この前の委員会のときにも問題になつた、例の一兆五千五百万円ですね。

○政府委員(正示啓次郎君) これは重ねて申上げますが、百六十八億六千五百万円は大部分は事故繰越のできる金でございします。財政法四十二条

で、すでに契約がなされておれば大體事故繰越というものを財政法でお認め願つておるわけでありまして、ところが、なご契約に至らんものが、昨日も申上げましたように、最後のほうに四十三億ほどございします。それと予備費の経費があるわけでありまして、この分が、いわば今回新しく権限をお認め願つて繰越せる分なのであります。ですから、厳密に言いますと、本来、財政法四十二条で繰越し得ないものといふのは、まあ予備費を入れまして五十六億くらいございしますか、そんな金額だけございします。それから一兆五千五百万円との関係、昨日も菊川委員でありましたかに申上げたのでありますが、私どもは九千九百九十五億という今度の予算は、これはお認め願つても、すべてそれを使うというふうには考へておりません。やはりでき得る限り節約を図つて行きたいというふうな考へておるのでありますから、すべて九千九百九十五億にこれがプラスされるというふうにもお考え願わなくてもいいんじゃないか。なおこれらの経費につきましても、今後とも物価等の動きも見まして、できるだけ圧縮を図つて参りたい、こういうふうな考へておるのであります。

○委員(大矢半次郎君) 外務省の伊関閣僚協力局長が見えられましたので、先ほど留保しておきました成瀬委員の御質疑をこの際お願いいたします。

○成瀬治君 伊関局長にお尋ねするわけですが、この安全保障諸費の二十九年度繰越にかかつて四十三億九千九百九十五万円という金が出て来た。これはどこかと、こう言つて説明を求めますと、

それが妙義も含めて問題が出ておるわけですが、今問題になつておる北海道十勝郡の大津、それから青森県の岩木山麓の問題等があるかと思ひますが、そういうものは今のところ日米合同委員会としてどんな進捗状況にあるか、御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(伊関佑二郎君) 昨年の十二月一日から個々の施設につきましては調達庁のほうに事務を全部移管いたしましたので、私のほうは大体の報告しか聞いておりません。現在の折衝、交渉状況の細目については私は存じません。

○成瀬治君 そうすると、あなたは十二月に移されたのですか。それまではどんなふうになつておつたのですか。まだ何にも日本側としては、こういうことは不適当であるという主張の下に、成るべくならやめてもらいたいという主張であつたと思うのです。それに対して向うはいかんと、強硬な要求であつたのか。十二月までのあなたの所管であつたそれまでのいきさつを御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(伊関佑二郎君) 妙義につきましては、それまでにすでに話が閣議決定もつておりまして、大津につきましては、我々のほうでは必要と認めまして、現地との折衝を開始しておつたか、開始する直前であつたかと思ひます。岩木山につきましては、そのときは問題になつておりませんでした。関根のほうを提供する……。

○成瀬治君 そうすると、岩木は全然アメリカのほうも要求を放棄したという形ですか。

○政府委員(伊関佑二郎君) 昨年の十一月までのお話をしているわけであり

まして、その後どういふふうなお話がありましたか、私のほうの所管と違ひますので、聞いておりません。

○成瀬治君 そうしますと、魚釣島ですね、リイン島というのですか。日本領海になるところですが、あの辺のところはどういふふうになつてゐるのですか。

○政府委員(伊関佑二郎君) あれば行政協定の問題になりますか、ちよつとそういう話でございまして……。

○委員(大矢半次郎君) 成瀬君に申上げますが、何か現に外務省の国際協力局長の所管の事項については是非出席を求めたい、こういうお話でありましたから、時間の関係もありまして、その点、集約して御質問願ひます。

○成瀬治君 私はリイン島のほうもあなたのほうから話合ひに出ておるかと思つておつたのです。ところが、それが別の問題だとおつしやるので、私もどこの所管だかわかりかねておるのです。それはそれとして、次にお尋ねしたい点は、あなたのほうに十二月までに要求しておつたのは十カ所あります。そうして詳しい点については大蔵省のほうから明細書を出すとおつしやつたのですが、小牧飛行場なら小牧飛行場の第二次拡張の要求は出ておるのですか。いないのですか。今、賠償措置ができたわけですね。次の要求は出ているのですか、出ていないのですか。

○政府委員(伊関佑二郎君) これはちよつと調べて見ませんとはつきりいたしません、正式な要求が出ておつたかどうかと申しますと、私はむしろ出

ていないのではないかと。併し先方はそういうことは前々から希望しておりました。懸案のままになつておるといふうな形じやないかと私は記憶いたしております。

○成瀬幡治君 そうすると、アメリカの要求というものは一つの文書ですか。或いはまあ口頭で正式に日米合同委員会に持出されて、それが施設特別委員会とか、前の演習場委員会とか何とか言うのがあつたらしいのですが、そういうところに話が下つて来て、その結論が出たというのを、又、合同委員会にも行く、こう思つておつたのですが、普通そういう施設要求をされるような場合にはどういう形式であつたところへ来ておるわけですか、そういう正式のものじやないとおつしやるなら……。

○政府委員(伊関佑二郎君) 今おつしやつたように、手続はその通りでありまして、昔でありますと合同委員会に文書で出まして、それから各分科委員会のほうで検討いたしまして、又、合同委員会から返事をする。只今は施設特別委員会のほうに要求が出るわけでありまして、併し問題によりましては相当重大な問題等につきましては、文書を出します前に、向う側から口頭で、こういうふうなことを考えておるのだが、この点どうだろうかというふうな、事実上の文書が出る前の話があることもあるわけでありまして。文書は勿論出るわけでありまして、文書が出る前に、しよつちゅう會つておられますから、そのときに、こういうことを考えておるのだがというのを、こちらのほうの下準備もございまして、そういうこともございまして。

○成瀬幡治君 そういう下準備も、私は確かにそういうことが普通の事務をスムーズに運んで行く上においては或る程度必要だと思つておる。そういうものが出来た場合には、もうすでに施設委員会のほうに、こんな話もある。だから若干準備をしておけというふうな話を下つて行かれるわけですか。

○政府委員(伊関佑二郎君) 大体そういう話がありますと、何と言いますか、向うもこういうことを考えておるが、向うも書類を出します前に、向うの部内の手続もありませんし、それから詳しく面積を計つたりなんかという点もありませんので、書類は少し遅れるが、こういうことをいつ要求するといふようなことがありますれば、引續いて出て来るわけですね。小牧の場合にはそういう書類は出ていなかつたように記憶しておるのです。前々から、滑走路が短かい。これは日本の飛行場の大部分について言えるのでありますが、今これでは足りなくなる、将来の問題としては、どうも小牧とか伊丹の滑走路拡張問題があるといふことは、一般論として前から言つておるわけでありまして、ですから私は書類は出ていないと記憶しております。一般論として我々は知つておるわけです。

○成瀬幡治君 都心から地方のほうへ施設を移して行くと、こういうふうな場合に、先ほど大蔵省のほうからも御答弁願つたわけですが、日本政府として都心のこういうところがある、これは民有、国有を問わなくて、こういうところを一つ都心から地方のほうへ移つてもらいたいという要求は、あなた

の手許でまとめて出されておるかどうか。

○政府委員(伊関佑二郎君) その通りでございます。我々のほうで案を作ります。日本側でこれ／＼のものを移して欲しいという案を作るわけでございます。

○成瀬幡治君 実はこういうことをお尋ねしたのは、あなたもお聞きになつたと思うのですが、名古屋の真中に、アメリカ村というところがあるわけですね。当然あなたのほうの案の中に入つて、折衝されたところか、折衝されたところならば若干そのいきさつをお聞かせ願ひたいと思つておる。

○政府委員(伊関佑二郎君) あれは今直ぐあれを移すという分には入つておるんですけど、私はたしかあれは逐次米軍も減つて参りまして、少し問題をお先に延ばして行くといふようなことになつておると思つておる。

○成瀬幡治君 そうすると、アメリカの兵隊はだんだん減つて行く、それだからそういうものも勘案しておる。そうすると、そこは大体名古屋なら名古屋のものは減つてしまふ。だんだん／＼歸つて行けばなくなるから、それであと廻しだ、こういう解釈なんですか。そのところもうちよつとお聞かせ願ひたいと思つておる。

○政府委員(伊関佑二郎君) 全般に都心から郊外へ移す計画をいたしましたときに、いわゆる家族宿舎というものにつきましてはこれを二次的に置いておりました。兵舎とかその他のものは、ほうを主として空けて行つたのです。勿論、経費にうんと余裕があればそう

いうものもやるべきではないかということも考えましたけれども、併しまあ宿舎のほうはややあと廻しというふうな考えで案を作つておりました。

○成瀬幡治君 何か委員長から時間が余りないということですから、最後にお尋ねしたいのですが、アメリカとの間に合同委員会、例えば妙義を提供すると閣議決定されて、向うにも公文書が出ておる。ところが實際は地元が反対した、そうすると、私は強制的に若し取上げようとするならば土地収用法に基くはかないと思つておる。そうするとここに半年乃至、一年ぐらひはどんなに考えても時間がかかると思つておる。そういうようなことが起きて来ることを懸念するわけですが、それでもあなたのほうに強行して行こう、一遍閣議で決定してしまえばそれ以外に途がないと、こういうふうにお考えですか。

○政府委員(伊関佑二郎君) 閣議決定をしたから強行するといふのはございせん。閣議決定をしまして、若し以後に必要がなくなればやめてもいいわけですが、依然としてあの妙義地区は必要だと思つておる。それから、今後もあるべく早く現実に渡せるようにやつておるわけです。

○成瀬幡治君 もうちよつと……。アメリカは大体、私は朝鮮戦争がああいうふうな形で休戦状態に入つてアメリカ軍も減つて行くといふような場合に、山麓は必要じやないのじやないかといふことも考えられるのじやないかと思つておる。もと／＼アメリカの要求しておつたのは、朝鮮戦争の山岳の訓練をするから……こういうふうな打ち出し方ではなかつたかと思つておる。

必要だという理由は、それをあなたはまだ必要だと、こう思われるわけですが、私はアメリカはそういう事由の下に要求して来たのではないかと思つておる。別なことで要求しておりますか。

○政府委員(伊関佑二郎君) 朝鮮の経験に基きまして、米兵は足が弱い、山岳戦の訓練に慣れておらんといふことで、ああいうものを要求したわけでありまして、それは何も朝鮮のために要求したのではない。日本の防衛軍として、日本も朝鮮と同じような地形で、山岳が多いから、日本を守るためにやはり米兵は山岳戦の訓練が必要だといふことで要求して行つたわけですね。米陸軍が早急に引揚げるということならば別であります。そうでない限りは必要なのであります。

○成瀬幡治君 あなたのほうと大蔵省と私は相当連絡ができておると思つておる。大蔵省からこう／＼と、私がここで挙げたいのですけれども、実は資料が出ていないから挙げられませんが、大体私たちが了承しておると言つてはいけなかつたかも知れませんが、例えば大津の問題とか、或いは岩木の問題、つい最近広島の大久野島ですか、これが出て来たわけですが、或いは兵庫県の青野ヶ原演習場、或いは岡山の日本原、大分県の十文字原演習場といふようなところがあるわけですが、もうこれ以外に新しいところはないのですか。

○政府委員(伊関佑二郎君) 私も最近離れておりますからよく存じませんが、北海道の大津、これが懸案になつております。それから青森県で関根か岩木山か一カ所どうしても要る。これは前からの話であります。それ以外に

必要だという理由は、それをあなたはまだ必要だと、こう思われるわけですが、私はアメリカはそういう事由の下に要求して来たのではないかと思つておる。別なことで要求しておりますか。

演習場という話は私は聞いておりません。或いは私は最近やつておりませんから聞いてないのかも知れませんが、大体なかるうと思ひます。

○成瀬權治君 飛行機のほうで、例えば熊野灘ですね、あそこを何か空中戦に使うとか、今現に使っているわけでしょう。そういうようなケースはありますか。

○政府委員(伊藤三郎君) 只今のは陸上について申し上げたのでありまして、空軍並びに海軍の、海上の方でございますが、これについては私も最近のことは余り聞いておりませんので、熊野灘は依然としてやつておるのじやないかと思ひます。

○成瀬權治君 私は一つあなたにお願いしたい点は、とにかく大津の演習の状況なども、私、横須賀で実は聞いたわけですが、外務省のかたの現地へ行つてお話になることと雲泥の差があつたわけですね。大津でなくて、あのときは日高門別なんですから、非常に雲泥の差があつたわけですね。そういうような場合は、現地の人がこのくらいだと思つておつたら、実は蓋を開けてみたらこんなことだ、それでは大変なことだと思ひますから、十分注意して現地の実情を話して頂きたい。

それからもう一つは、何といつたつて大津の演習場みたいなことをやられたら、ああいう上陸演習をやられたら大変だと思ひます、私は日本の狭い国土が、又、日本人立入るべからずになつては大変だと思ひますから、大いに一つ検討をして頂きたいということをお願ひして質問をやめます。

○東隆君 先ほど一兆予算のこと、この安全保障費の残つた分をできるだ

け節約するのだ、こういうお話ですが、私は、この安全保障費を外において、これは例えば税金の過誤払の場合、或いは特別会計に入れるとかいろいろなことをされて一兆の予算を作り上げておられるのだらうと思ひます。そういうような節が非常にたくさんありますので、あの一兆予算そのものがどちらかという国民をだましておるような気がするわけですね。そのような面が

たくさんありますので、却つてはつきりというふうなものは予算の中に盛つて、その使途をはつきりさして頂くほうが、国会の審議を權威づけるものである。こういう考え方がするわけですね。特別会計のほうに持つていつたものが大分たくさんありますし、そこに隠されておるものがあると思ひます。それで、その辺のところを関連して、この場合に残つておる額、こういうようなものはできるだけ本予算に組み込むべきである。それから又、先ほど申しましたように、こういうものを予算に組むことが却つて恥だといふよりも、使途をはつきりさして組んで、将来にはなくす、そういう点で考

え方が違つておられますので、若しもその点について御意見があつたら一つ伺つておきたい。

○政府委員(正示啓次郎君) 只今私が申し上げましたことにつきまして、まあ見解の相違と申しますが、多少違つた見地からのお尋ねでございますが、今回の一兆予算の中での、からくりがあるというふうなお話でございますが、これはそれ／＼に理由がございます。私どもは単に一兆予算にするためにこれらの措置をとつたわけではございません。安全保障諸費の問題につ

きましてはたび／＼申上げた通りであります。只今御質問の中に国税収納資金につきましてのお話でございますが、これはお言葉のように特別会計にするわけではございませんので、従来歳入として非常に不確かなものが歳入になつておる。これは多年の懸案でございます。而もそれが八、九十億から百何十億というふうな金額にも上つておるのであります。そこで財政法の

建前から行きますと、そういう不確かなものはこれを歳入にすることなく、払戻すべきものは直ちに払戻すという制度にいたしました。厳密な意味で歳入にすべきものを歳入にする。そういうことをするにはどういう方法にするのがいかというのを多年研究して参つたのであります。これを、新しい租税制度、租税法と関連をしてそういう問題が起つたわけでありまして、東委員御承知のように申告納税制度でありますので、予算納税になつております関係で、そういう問題が起つて来ておるのであります。それに

対処いたしまして考えましたのが国税収納資金という制度なんでありまして、これは単に今回の予算に関連してとつた措置でないことは、以上申上げた趣旨からも御了解頂けると思ひます。たまたまこういう機会に出しましたので、そういうふうな疑惑といひますか、多少の疑念を残したような恰好になつておるのであります。私どもの趣旨は毛頭そういうことではないのでありまして、どこまでも財政を根本的に堅実にするためには、そういう本来払戻すべきものを歳入として受ける、即ちこの前も申上げましたが、財政法の二条の中に「収入とは、国の各般の

需要を充たすための支払の財源となるべき現金の収納」、これは、はつきり国会でおきめになつた財政法なんです。然るに払戻すべきものは、これは「各般の需要を充たすための支払の財源」とはならないのでございますから、そういうものは歳入とは言へません。そういう建前で収納資金という新しい制度を設けましたわけでありまして、これは根本はどこまでも財政を健全にするための方法でございます。只今仰

せのようない兆予算のからくりとして作つたようなものでは毛頭ございませぬ。安全保障諸費、連合国防補償費を繰越すことの特例につきましては、たび／＼申上げました通り、これはすべて財政法四十二条の意味から、実質的には繰越金と考えられるようなものを繰り越すことをお認め願うという意味におきまして、これ又財政法の精神からこういう特例を認めた次第であります。こういうふうにお願ひしたいと思ひます。

○東隆君 横にそれたようですが、今問題のは、不確かなものといひますけれども、併しプラスとマイナスがあるもので、私は殊更に歳入の面においてその分を削つておるのじやないかと考えますが、さようなことにはならんのですか。

○政府委員(正示啓次郎君) いわゆる払戻金、過誤納、過納、納め過ぎ、誤納、誤つて納めたもの、そういうものは、これは本来歳入にすべきものではないのでございまして、それ／＼払い戻すべきものでございまして、それだけのものを払戻しました残りを歳入にとる、こういう建前でございまして、前年度の場合

はそのものはラウンドナンバーで一応計上されておつたのです。○政府委員(正示啓次郎君) 従来は、払戻金といひまして歳出に組みますとともに、歳入のほうにそういう払戻すべきものも一緒に入つて来ておつたのであります。

○東隆君 同額ですか。○政府委員(正示啓次郎君) それは予算といひまして昨年は大体八十何億でございますが、そういうものを歳出に計上いたしております。それを今回歳入から先ず過誤納に相当するものを排除いたしまして、その代り歳出の面におきまして、その払い戻しの必要はございせんからこれは計上してない、こういうことでございまして、今のような措置をとられてありますので、非常に疑問を持つと同時に、やはりこれに関連して、今の安全保障諸費と関連をして、こういう問題が何かやはり予算の編成に當つて当然本予算の中に考へて行つたほうがいいのじやないかといふので、その疑問はまだ氷解はしないのですが、私の質問はこれで終ります。

○菊川孝夫君 この契約の担当は、まあ業者のほうに日本人の業者がやつてゐると思ひます。兵舎を建てるにいたしまして道路にいたしまして、その担当は特調が独自にやることになつてゐるのか。それとも米軍立会の上で契約をやることになつてゐるのか。その点をお伺ひしたい。

○説明員(谷川安君) それ／＼の所管の官庁の担当官が独自の立場で相手方の業者と契約をすることになつております。

○菊川孝夫君 そうすると、工事の監督、それから検収というふうなものもありません。これも独自の立場でやり得ることになっているのですか。それそれ担当の官庁で……

○説明員(谷川宏君) 独自の立場でやるわけですが、その際、設計、例えば宿舎等につきましてはその入る人の使用の便不等を考慮した上で設計ができておられるので、実際実行上、折りに触れまして米軍当局といろ／＼打合せをするという事はあるわけでございます。

○菊川孝夫君 そうすると、これらの契約はいずれも財政法その他の会計規定の定むるところに従つて、隨意契約、或いは指名入札契約といふような方法をとつておられるのですか。この点はどうなつておられますか。一般の契約と何ら変わらないやり方をやつておりますか。

○説明員(谷川宏君) その通りでございます。

○菊川孝夫君 我々の聞くところによりますと、これは殆ど米軍がその業者との間に先にきめてしまふ。これはなぜ申上げるかという、昨日頂きました資料の中で、道路何キロメートルについて経費は幾ら、それから宿舎については幾らというふうな資料を頂きました。どうも聞きますと、米軍の仕事をする場合には非常に儲かる。このほうの仕事は儲かる。それはなぜかという、業者のほうはあらかじめ米軍の担当官と連絡をつけておいて、そして指名入札契約だとか或いは隨意契約とかいふ／＼方法があると思ふんですが、特調の担当官が介入する余地のないようにできている、こういう

工事の契約について多少今御指摘のような問題があつたかもしれません。ですが、この安全保障諸費につきましても、今説明申したような関係でございまして、検査院も常に検査をなしておりますし、大蔵省にいたしましては、それ／＼監査を折に触れてやる建前になつております。そういう御心配の向きは全然ないと思つております。

○菊川孝夫君 そうしますと、でき上つたものを今度は米軍に引渡す場合には、宿舎或いはその他の施設等については、引渡す場合には、今度は建設省と米軍当局との間においてこれは再び検査が行われるんですか。これはどうなつておられるんですか。

○説明員(谷川宏君) 建設省が工事の契約をやりましてでき上りますと、それを業者から管理を受けるわけでありまして、更にその上、閣議決定によりまして提供するという手続を踏みまして、その財産は国有財産になりますので、大蔵省の管財局がよく見まして向うに提供する。いずれも複雑な手続を経まして提供することになるわけでありまして。

○菊川孝夫君 管財局は国有財産として一旦その所管にして、管財局が今度は引渡すということになる。今度は管財局が向うに引渡す場合に、あなたのほうで建設省にやらしているということになりますれば、工事竣工後使うほうでもい／＼希望があると思ふんですよ。今のあなたの御説明では殆んど建設省が勝手にやつてしまつて、管財局が国有財産にして、そうしてお前のほうに渡すということとは、なか／＼そういうふうに行つていそうもない。この施設の性格上から考えてとてもそんなことはできない。米軍が指導して行ななければならぬと思ふんです。例えば昨日お出しになつた中には、格納庫とか弾薬の荷揚げ設備とか、そんなものを建設省が図面だけで……特に軍といふものはこういうものについては私はやかましいと思ふんですよ。軍からも来てやはり監督をしてやつておられるんじゃないかと思ふんですが、従つて軍と業者との間に結び付きがある、だからこれにやらせろといつて向うが實際言ひ出すんですよ。

○説明員(谷川宏君) 大體の實際の契約のやり方を簡単に申しますと、先ず第一に、軍との間に全体の計画が日本政府との間にきまるんであります。が、その全体の計画の中におきまして、例えば宿舎の場合でございまして、その宿舎の規模はどの程度であるか、或いは現在の民有の施設、それに代るべきものを建てるんでございまして、その現在の施設との関係がどういふふうになつておられるか、できるだけ圧縮をするというふうな交渉をやりまして、い／＼土地もきめ、具体的工事契約について詳細に亘りまして図面によつて数カ月折衝をする、そういう関係がございまして、今御審議願つておられる法律が必要になつたわけでございますが、従いまして、実際に工事に着手するまでにおきまして、工事の計画或いは基本設計或いは実施設計の段階におきまして、先方の軍人と相当詳細な打合せを遂げまして、それから契約に付するといふ関係になつております。更に契約実施の途中におきまして、折に触れまして、先方の希望が若しあれば入れる。でありますから、工事が実際に完成するま

での間において相当向うとの間の意思の疎通が図られますので、でき上つたものが、好い加減といふんです。先方の注文に合わないといふようなことにはならないといふように考えております。

○菊川孝夫君 表面はあなたが今おつしやつたようでありまして、それなら何も問題は起きないんですが、例えば指名競争入札にいたしまして、必ずこれはおれのほうへ落ちるといふ自信を持つていても、実際にはほかのほうに落ちてしまつた。よく調べて見ると、米軍の担当官と申しますか、アメリカの軍人と落ちた業者とは密接な繋がりを持つていて、どこで宴会をやつたとか、率直に言つてここにリベートが生ずる。業者はあれだけでやらせようといふことになつて、少し高く入札、落札してもらつて、そしてその一部で米軍将兵を招待する。その連中は業者別に調べて見るとわかるのだが、大體特殊の業者が殆どやつていけるような傾向にあるのです。この安全保障諸費の請負工事につきましては……

す。従いまして、これに対する契約のやり方が不当であるとか或いは工事の実施状況が会計法令その他に反するとかいうようなことにつきましては、大蔵省の財務局におきましては監督をいたしております。建設、運輸におきましては、建設、運輸を中央において監督していることはもとより、最後には会計検査院の検査を経まして国会に決算書として提出され、批難されるべきことは批難事項として提起されることも、一般の公共事業と何ら変わらないのであります。この点は、今日におきましては、私は只今御指摘のようなことではないというふうに承知いたしているのであります。

○菊川孝夫君 それはあなたがここの答弁される場合はそういう理窟になるのですがね。現実にはそれが資料を出せということになれば、私も一、二の具体例を申し上げてもいいのですがね。軍の至上命令的なものが安全保障諸費に基いて行われる工事には相当のきまつていられることになつてくるのですがね。あなた方はお知りにならないのですから、財政法の通り言っているかも知れないけれども、どこにもそういう批難がかなり多く起きているのです。

○政府委員(正示啓次郎君) 具体的にそういう事例等がございますれば又、私どもに頂戴いたしまして監督の資料にいたしたいと思つております。

○菊川孝夫君 そうすれば、そういう資料があつたらこれから一つ調査をするという……。

○政府委員(正示啓次郎君) 菊川委員とは大蔵委員会の理事として常に緊密にお願いしておるわけでありまして、

ら、一つ御指導願つて、どうか適當な資料がありまして頂戴いたしまして、予算実施上の貴重な資料にいたしたいと考えております。

○菊川孝夫君 この次にこの点については一つ提供します。

○成瀬權治君 私もこの決算書を読んでいないのでわからないのですが、普通に防衛道路と呼ばれるものについて、会計検査院が不正摘発だとか或いは行政監察のほうからこれはこうだという指摘は、大蔵省は一つも受けていないというのですか。

○政府委員(正示啓次郎君) そういう意味ではございせんので、今後この安全保障諸費の支出につきまして不当なるものがありますれば、検査院の批難事項に提起されるであらう。私どもは決して特別扱いをしていませんといいことを申し上げたのであります。

○菊川孝夫君 そうすると、これは米軍と仮に私が今申し上げたような事例、これは具体的に今ちよつと公表するにどうかと思つてますが、あつたとしてば、この運動をやつた者については贈賄罪は成立するのだからね。饗応、贈賄というものは、これは受けたほうはこれに対して何とか……どういふ交渉ができるのだから……。

○政府委員(正示啓次郎君) これは贈賄その他の問題は、私はそういう点の知識はございせんが、職務に関連して便宜を供与せられるとか或いは特別な扱いを受けるということを意図して、饗応その他の金銭の提供等があつたというふうな場合でありますか。

○菊川孝夫君 これは具体的に聞きたいので、或いは私以外の適當な者がお聞き

して判断をすべきではないかと、こういうふうな考えです。

○菊川孝夫君 それから次に、この安全保障諸費の中に保安大学を建設したことになつておりますが、この理由を一つ、どうも僕は、はつきりわからんが……そうして又今度のように予備費が十二億ばかりとつてありますね、この分のでて自衛隊の費用に使うというところもあり得る。保安大学を建設したのですが、あと又残つて来て、今年度の百六十八億のうち、まだ契約ができていないのが四十億と予備費十二億といふので、約五十億の金は契約もできていないわけですね、予定としては一応載つておりますが、二十九年度に使用しなすうにする、使用しなすうにするというものは語弊があるけれども、一応片付けてしまふ。あとになつても、保安大学の建設したのですから、自衛隊の大学の施設といふこともできることになるのですか。その点はどうなつてますか。

○政府委員(正示啓次郎君) 先ほども東委員でございましたが、保安庁関係に使用した分は、或いは使用した分と申上げたほうがいいと思つてますが、保安大学とヘリコプターだけでござい

ます。又今後におきまして使う予定は全然ございせん。それから更に付加えて申上げますが、十二億の予備費は、これはこういう保安施設の分に当たるといふ意味では全然ないのであります。昨日申上げました、すでに契約をして工事をいたしておるようなもので、場合によりましてこの工事の設計変更等をやらなければならぬような場合に備へまして、十二億という

予算費を一応予定いたしておるのであります。

○委員(大矢半次郎君) ちよつとこの際申上げておきます。調達庁から山中不動産部長が出席いたしました。

○菊川孝夫君 次長が先ほどからたびたび、日本人として、米軍の過大な要求を正しい要求に是正させるように、正しいというか、我々から見れば日本に適當なような要求に是正させるような努力をしている、こういう答弁をされたのですが、その場合、質を主として……質というものは、水洗便所を拵えよとか、蚊の入れないようにせよとか、ベッドをどういふふうによせよ、こういうふうな要求を押えて来たのか、それとも量であるか。これをどういふふうに、歴大な施設を拵えろといつて来るけれども、それを小さくさせるような、こういう努力をしているのか。こういう点を伺いたしたのであります。

○政府委員(正示啓次郎君) これは詳しくは場合によつては谷川主計官から申上げますが、私の承知いたしてありますところでは、量質ともに折衝の結果圧縮をいたしておるのであります。量につきましてもいろいろの要求がありまして、これはこの程度で済ましてほしいといふようなことも申しております。例えば坪数その他でござい

ます。それから質につきましても只今御指摘の通り、到底アメリカの基準では、日本としてそういうものを提供するわけにはいかないというふうなことを申上げてまして、極端な場合には遂に先方がドルで施設をしたというふうな事例もあるわけでございまして。

○菊川孝夫君 今あなたのおつしやつたような、極端な場合、ドルで施設した。ドルで一部の部屋を施設した。兵舎を建てたけれども、その分だけをドルで施設するといつたような場合の国有財産上の処理はどういうふうになりますか。

○説明員(谷川宏君) この施設の主体の工事につきましては日本政府の負担でやつて、その中の一部分を米政府の負担でやつたという場合の關係でございまして、一応日本政府の負担によりましてでき上りましたもの、これは国有財産法の適用を受けますから、国有財産法上の処理をするわけであり

ます。その他、物品等につきましても、国有財産の適用を受けないものについては場合により物品会計法の適用を受けるわけでありまして、それ以外

のアメリカ政府の作られるものにつきましては、日米兩國政府間の話し合いというふうに一応なるわけでありまして、行政協定によりまして、第五條でございまして、そういうものにつきましましては、原則として、アメリカ政府としては、若し米軍が撤退するといふ場合には、特別の取極めがない場合にはそのまま置いて行くということになりますので、その際、物件の所有権につきましましては、適當の措置を講じて、或いは国有財産に編入するといふことになると思つております。

○菊川孝夫君 次に、米軍の兵舎等について、質、量とも折衝されたというのですが、その質について折衝されま

す際に、あなたの方の堅持された基本線というものは、その標準を米本国並みにやるのか、それとも日本人並みにやるのか、こういうものを質はどの辺に置いたのか。イギリス並みであるか。フランス並みであるか。これは非



常にむずかしい問題だと思ふのです  
が、質を折衝したとおつしやるのです  
けれども、向うの兵舎の質と、日本の  
保安隊の程度と比べてみて、非常に違  
いがあると思ふのですが、これらにつ  
いての大体の標準、それから今まで落  
ち着いたのはどの程度であるか。例え  
ば米本國並みにやると予算では仮りに  
百万円かかる。併しこれは話合ひの結  
果八〇%くらいに落ち着いて、八十萬  
円くらいにそれを片附ける、こういう  
ことを堅持しておられるか。それとも  
向うの要求して来た百万円でこれだけ  
やれと言つて来た場合でも、これはと  
てもそれではいかんから、その半分く  
らいで今までも落ち着いて来たのか。そ  
の点はどうですか。

○説明員(谷川宏君) 大変むずかしい  
御質問でございますが、施設、建物  
の場合を例にとりますと、その主体  
をなす部分につきましては、大体にお  
きまして日本人並みの質ということに  
なりますが、問題は附帯施設の關係で  
ございまして、その關係につきましては  
は或る程度アメリカ人の生活の水準と  
いうことも考慮しなければならぬと思  
いますので、例えば暖房の施設とか  
か冷房とかその他につきましては、或  
る程度アメリカ人の生活水準を尊重しな  
がら、行政協定の目的を終局的に達成  
する上において、支障がないように、  
十分配慮してやつていくわけでありま  
す。

○菊川孝夫君 今日までそれでは仮に  
あなた方の御努力がなかつたと仮定し  
た場合、あなた方の努力によつてどの  
くらい節約を収めることができた  
か。若しあなた方のその努力がないよ  
うな場合には、この五百六十億でなん

ぽもできないようになるわけですが、  
少くともそれによつて、折角御努力願  
つたのだが、五百六十億という枠は使  
わなければならぬ、それで質を抑えれ  
ば量で行く、量で抑えれば質というこ  
とになるわけですね。結局五百六十億  
は向うが要求していると思ひますが、  
いくら抑えても、今押えた押えたとお  
つしやるが、そうすると五百六十億と  
いう枠だけは、いくら押えてもこのう  
ちに入れてしまわなければなりません  
ね。それは、はみ出すこともあるが、  
押えた押えたときから御答弁にな  
つて、これは結構だと僕も思ふのだ  
が、これはこの五百六十億を余らすと  
いう努力をされていいのか。えらい  
御努力を願つても……こう申しては

失礼だが、五百六十億を余らして行く  
という努力をされていいのか。この  
結果昨日出された参考書類を見まされ  
ても、五百六十億を使う、幾ら努力され  
ても、五百六十億は全部使つてしま  
うということになるのです。実際問題  
として、日本国全体としては、あと帰  
つてしまつた場合に、政府が余計作つ  
ておけば、いつの日にか庶民の住宅に  
転用するということになるかも知れま  
せん。或いは保安隊の施設に転用する  
ということになるかも知れませんが、  
折角の努力をされても、現実の問題と  
して、五百六十億の枠というものはき  
まつていくということになれば、主計  
官がさつから盛んに努力した努力し  
たとおつしやつたが、結論は余り効果  
はないということになるわけですね。  
○政府委員(正示啓次郎君) 昨日もこ  
の点で菊川委員に申上げたのでありま  
すが、先方は常に金で要求するわけで  
はございませんので、これの施設の

を作つてくれとか、それではこれの  
施設をせよ、或いはこれの港を  
使うということもございまして、その  
ための施設をするということになるわ  
けでございまして、そこで私も、結  
局それに必要な施設をすればいいわ  
けでございまして、その施設をする場  
合に、先ほども申上げましたように、  
数量並びに質におきまして、できるだ  
け圧縮を図つておる、こういうことな  
のであります。従いまして五百六十億  
がすべて使わなければならぬ金である  
というふうにも考えていないのでござ  
いまして、これはやはり今後の物価等  
の關係もございまして、一応予定をい  
たしました施設をこの枠として考えて  
おるのでございまして、この枠内にお  
きまして、できる限り圧縮をして参り  
たい、こういう気持でおるわけであり  
ます。五百六十億すべて使つてしま  
わなければならぬという気持ではない  
のであります。一応枠としてはこれ  
だけお認め願つておきまして、その枠  
内で物価その他の条件等も考え、又、  
先方との折衝或いは地元関係者との折  
衝等によりまして、できるだけ少い金  
額で用を足して参りたい、こういう気  
持でおります。そこで、それと一体  
どの程度努力したのか、それを数字的  
に立証できるかという御趣旨かと思  
うのであります。これはちよつと只今  
すべての要求額がどうであつて、それ  
をどの程度に圧縮したかという資料を  
持ち合せておりませんが、これは二十  
七年度以来のこととございまして、相  
当大きなものであります。これは最  
近の記憶でございまして、確かに宿舎等  
につきまして、先方の要求を容れます  
と、どうも坪当り十七、八万円から二

十万円くらいにつくような建築をする  
ような要求がありました場合に、これ  
を十万円内外にしたというふうなこ  
とを聞いておりますので、この一事を以  
てしまして、やはり先方の要求とい  
うものは相当まあ日本の規格から言  
いますと、何と言いますか、到底我々の  
負担に堪えきれないものであります  
が、それを建設省の管轄局のほうで折  
衝いたしまして、坪数及び規格等につ  
きまして、一応これは合理的なもので  
はないかという線を想定いたしました  
結果、大体今のような単価の削減を見  
たというふうなことも記憶しております  
ので、これは非常に不十分な説明か  
も存じませんが、一応そういうことは  
申上げたいと思ひます。

○菊川孝夫君 そうしますと、この五  
百六十億という今のあなたの御説明を  
聞いておきますと、日本の接収されて  
おる施設を成るべく取返す、接収解  
せしめる、そのための費用であるとい  
うふうなこの法律は解釈されること  
になります。そうすると、この五百六  
十億でまだ十分こなしきれないと、解  
除しないと思うが、これを殖やして施  
設を揃えなければならぬということに  
なつて来ますが、その点はどうです  
か。これは、安全保障諸費というの  
は、日本の安全を保障してもらうため  
に、こつちが負担して出す費用だとい  
う提案理由であつたはずで、予算委  
員会における最初の説明は……。今の  
になつて来るとちよつと形が變つて来  
て、都心にいるやつを郊外へ追い払う  
費用だというふうなことになるが、  
今の御答弁から聞いておりますと、  
○政府委員(正示啓次郎君) これは私  
の言葉が不十分であつたかと思ひます

が、根本は日本の安全を保障してもら  
うために、占領軍が駐留軍になつて  
も、根本的な平和条約、行政協定に基  
きまして日本に駐留をする。それに伴  
ひまして只今仰せの通りに、従来は国  
有、或いは民間の施設等に相当占領軍  
という形で入つておつた。これが引續  
いて駐留軍として残る場合に、それら  
の施設をあげてもらうために、やはり  
代替の施設を作らなければならぬ。こ  
れに代る施設を作らなければならぬと  
いうようなことで當該等が行われたこ  
とは、幾々申上げた通りであります。  
又、道路等につきましては、これは多  
少私の言葉でカバーできないかと思  
ひますが、演習場、或いは飛行場等との  
關係でどうしてもそのための道路の施  
設をしなければならぬというようなこ  
とがございまして、そのために道路の  
施設をする。これが安全保障諸費の用  
途であつたかと思ふのであります。従  
つて只今申上げたように、どうい  
うやはり施設を現実には確保するとい  
うことが、この安全保障諸費の使用の結  
果として出て来るわけでありまして、  
これだけの金をアメリカに、駐留軍に  
提供するという趣旨のものはござい  
ませんから、やはり施設を整備するた  
めに先ほど来御質問のような契約その  
他の問題も起るのであります。それが  
らのやり方が適正であり、心がまえが  
どこまでも節約をいたして参るとい  
う気持でやつて行くならば、これは相当  
程度やはり圧縮ができたのであります  
し、今後におきましてもなおさうい  
う努力をする余地がある、こういう趣  
旨で申上げておるわけでありまして、  
○菊川孝夫君 併しあなた努力される  
というのだが、予定表を見てみまする



と、殆んど使い切つてしまふことになつておるのですよ、この五百六十億円というものは、余つておれば最後まで向うのほうは要求して来るものである。又二十億なら二十億二十九年度に余るといふことになれば、これは要求をして来るだらうと思ふのです。それを撥ねのけるこちらに根拠というものはあるのですか。五百六十億というのはやはり義務じやないのですか、一つの總枠の……負わされた何らかの申合せがあるのじやないのですか、協定といふものが、この五百六十億という額にきめる、この限度内できめる。日本がこれだけは負担する、支出をする、アメリカもそれです。承する。こういう協定と言いますか、協定文といふものができておるのじやないのですか。外務大臣なり或いは向うの司令官との間に、或いはもつと下のほうの次官と向うの参謀長との間に、これはどうなつておりますか。

○政府委員(正示啓次郎君) 先ず最初の御質問にお答え申し上げますが、お前たちのこへ出した計画は五百六十億全部使用することに計画がなつておるのじやないかという御趣旨でございまして、これは今日の段階におきましては、私どもが計画を立てますと、まあ大体この程度のものが必要でありまして、こういうふうな申上げておるのではありません。で、更にそれを節約できるかどうかという問題は今後の物価等の条件にかかつておるといふことをたびたび申上げておるわけでありまして、これだけの施設を整備いたしますためにいろいろの資材等を調達をいたさなければならぬのでありますから、それらの価格が下るといふことになり

ますと、やはり私どもとしては相当この中から節用できる余地がある、こういう趣旨で申上げておるわけでありまして、それから第二に、併しそうして残したところで結局五百六十億といふものは皆使われるのじやないか。これはもう当然の権利、或いは申合せ等によつてどうしてもこれだけのものを使わなければならぬといふことになつておるのではないかと、もう重ねての御質問でございますが、それはそうなつていないのであります。どこまでも個々の事例、例えば演習場に至る道をつけるとか、或いはこれ／＼の宿舎を施設するとか、或いは個々の話合いに基きまして、その工事なり或いは施設費なりに使う金がどれだけあるかといふことが問題なのであります。決して金額で先方と、これだけのものは必ず使うといふふうな協定なり申合せはございませ

○菊川孝夫君 それでは五百六十億の予算を最初にこしらへられましたときに、向うとの間に五百六十億という折衝が恐らくしてあると思ふのです。これはあなた主計局におかれて、この折衝は金額で抑えたのか。それとも施設で抑えたのか。そのときは施設の計画表ができていないのだから、こういう施設をやるのだといつて折衝したといふのでなしに、これは金額で、この責任の限度額といふふうに、これはできていると思ふのだが、どうもはつきりしないのですか。

○政府委員(正示啓次郎君) これは菊川委員おつしやる通り、私、当時主計局におりましたのでよくわかりません。わかりませんが、当時は御承知のように占領下で、二十七年予算といふものを向うの占領軍のOKをもつて国会に出したわけですね。そこでこの積算の基礎につきましてもより御説明はしておると思ふのです。その場合、大休今の、昨日も申上げましたように、道路の開係とかいろいろの施設、これはまあ今日ほどの確にわかつていないと思ひますが、駐留軍の移転計画その他演習場の計画等と照合いたしましたし、大体この程度の金額が要するであらうといふことで予算を積算したと思ふのであります。併しこれだけのものは必ず使ふといふことの約束にはなつておりませんし、その後の／＼当初の計画等の変更等もあつたかと思ふのであります。それらの計画に基きまして、だん／＼具体的にやつて参りまして、道路、或いは營繕その他諸般関係といふふうに、これが予定されて参つたのであります。そのために相当時日がかかりまして、二十七年年度の移し替へ、二十八年度の移し替へといふものが或る程度遅れておるのであります。その結果として今度の繰越が問題になつたのであります。これは最初から一応の計画がそれ／＼あつて積算をし、当時の占領軍のほうにももとより説明をしてOKをもらつた、こういうふうな大体推察いたしております。

○菊川孝夫君 その当時の折衝の模様はあなたおいでにならなくてよくわからんといふのだが、向うと折衝されたときには、これだけ外人に宿舎を建て、兵舎を建てるといふ大休のものが出ておつた記憶は本当にあるのですか。そうでなしに、これは金額で、これだけの金額を一つ限度としてやれといふことになつておるのじやないのですか。これをばつたり……

○政府委員(正示啓次郎君) お答え申し上げますが、当時たしか占領軍の中にパブリック・ファイナンスといふセクションがありまして、そこへ担当の者が参りましてそれ／＼の担当の費目ごとに説明をいたしたのであります。まあこれが非常に重要でございしたから、大体パブリック・ファイナンスのほうの知つておるだけの話は或る程度聞かしてもらひ、又こちらとしてこれだけの経費を組むについては、大体どういふ駐留軍の配置計画といふようなものであるかといふようなことの推定等も入れて、これを積算したと思ふのであります。

○菊川孝夫君 次にお尋ねしたいのは、アメリカの基本方針は、成るべく日本その他各国の地上部隊を引揚げ、そして航空力だけでこれを補う、そして現地の地上軍を増強させる、こういうのが近代のアメリカの世界政策の基本線だと私は読んでいます。が、大体そういうふうに見ておられます。そうなつて来ますと、地上軍が引揚げるという矢先でありますから、勢い施設その他についても、今年使ひ、こしらへる予定といふものは、無駄金を使わなければならぬやうなことになる虞れが相当あるのじやないかと私は思ふのですか。これらの見通しは主計局長どうですか。これは誰でもアメリカの……僕もそうよくはわかりませんが、国内の新聞或いは外国電報を見ましても地上軍は今年に成るべく引揚げる。そして現地民によるところの、向うから言えば外人部隊と申しますか、そういうものを拵えて、

これを地上軍の代替にして、そしてアメリカは主として航空兵力、それから原子力、これで以後に控えておる、そしてまあソヴィエトに対抗するといふのが基本戦略のようになつておる。そういうむづかしいことはわからんのですか……

○政府委員(正示啓次郎君) 大変むづかしい問題でございまして、私は米国の諸外国に対する駐留、或いは全体の作戦と言ひますか、そういうふうな関係については無論よくわかりません。併しながら事この問題につきまして、然らば二十九年度に繰越しを認められて施設するものが、向うの政策の如何によりましては不用になるのではないかといふ御質問のようには押さへたのであります。この点につきましては、先ほど成瀬委員からも御質問がございまして、要知果敢に、現在又、都心に、まだこれは日本人の気持から言へば早くどこかへ引越してもらいたいといふものが残つておることは事実であります。これは現在向うが使用しておるやうなものがだんだんと空いて来れば、そういうことも可能でございしますから、私は少くとも私どもが事務的に御連絡を受けております限りにおきましては、大休の施設の規模をいたしましては、この程度のものは当分必要である、ただそれだけの規模の施設を作るといたしますと、まあ物価等とも睨み合せてできるだけ無駄金を使いたくない、こういうことを申上げておるのであります。少くとも今日我々が事務的に承知をいたしております限りにおきましては、この程度の施設は整備をする必要があると

いう考えを持つておるわけでありま

○菊川孝夫君 それでは、最後に、二十九年度の使い切れなかつた……使ひ切れなかつたというか、あなたのいう契約もできなかつたという分の処理を、それは五十億で済むか、三十億で済むか、十億にどうするか知りませんが、その金は一体どういうふうな処理されるのか。これはこの次の一年経つてから聞かなければならん問題だと思ひますので、この点だけは特にしつかり頭

にきざみ付けておきたいと思ひますので、正示さん一つ特にしつかり御答弁願ひたいと思ひます。

○政府委員(正示啓次郎君) お答え申し上げます。これは東委員に申し上げたと思ひますが、今回この繰越をお認め頂きまして、私どもとしては、氣持の上では二十九年度中にできるだけ工事そのものを完了したい、こう思つております。なお工事が完了して、その結果として、先ほど申し上げたように物価が本当に一割なら一割下がるといふことのために、当初予定した施設は十分で上つてゐる、而も物価等が下つたために予算が不用になつたといふものは、これははつきり不用にすべきものと心得ております。ただ天候その他のこともございまして、たゞ天候をして工事をどう／＼進めて行つたところ、どうしても工事が完了しないといふふうな場合にはどうなんだと申しますと、これは財政法四十二条に事故繰越という現に我々に認められておりますところの繰越権限によりまして、繰越す場合がないとは、これはちよつと天候その他の関係で申上げかねるのでありますが、少くとも私どもと

しては、今日この特例法を認めて頂くためには、工事そのものもできる限り完了したいし、事故繰越もできるだけ従つて避けて参りたい。なお、その上に物価その他の関係で節約ができるものは節約をして本当に不用にいたして参りたい、こういうふうな考へておるわけでありま。

○菊川孝夫君 従来官庁の慣例といったしまして、年度末において旅費が余つた場合には絶的な出張をやる、それから工事費が余つた場合には先ず今年うちに使つてしまふというので、先ず一銭一厘残らんようにやつておつたのが、まあ日本の国の官庁の一番悪い癖だつたと思ふ。というのは、予算を今年余らせれば来年殖やしてもえんからというわけで、そういうことをやらなかつたのは、参議院でもこの大蔵委員会は殆んど出張旅費は余らしてゐる。これは余らしたつて来年度削減されるというこゝともない。併しこれは官庁ではもうこれはきちつと旅費というのは使ひ切つておつたのは、正示さん認めるだらうと思ひます。どこの官庁だつて旅費を余すことはいたしませ

ん。必らず年度末三月になつて来まして、もう中央官庁が果行などに行つて、果行の役人が地方事務所あたりへ出る、工事も同様にやられて来たことは、遺憾ながらこれはお認めにならざるを得ないと思ふんです。ところが少くとも安全保障諸費については、これは二十九年度はもう繰越もできないからやれ／＼というので、なんとかやつてしまふ、無理でもやつてしまふといふような使ひ方をしてはならんと思ひます。これについてはそういうことは絶対に避けなければならんと思ひま

す。どの面でも私はそうだと思ふんですが、そうして翌年度の予備費に残しておいて、剰余金があるならば残しておいて、風水害その他の臨時的な災害に備へて今後をやつて行くように、一つ頭の切替をやらなければならんと思ひます。特に安全保障諸費については私は特にそういう感を深くするものであります。繰返してお聞かせますことは、これは金額で押えられてゐるものではない、こういうことは、はつきりしました。従つてそういうふうな私は今後は運用されなければならん、こういうふうな思ふのですが、どうですか、この点……。

○政府委員(正示啓次郎君) お答え申し上げます。重ねてのお言葉は私は重御尤もに存じます。一般的に認められましては、まあ事務費或いは物件費にいたしましても、旅費にいたしましても、多少やはり国会で予算が成立いたしますと、それを使つてしまふといふことが当り前のやうに感じられ、或いは場合によると年度末等に多少無理をしてまでそれを使うという傾向がややあつたかと思ふのであります。最近御承知のやうに、予算が修正になるたびに相当事務費その他については節約を受けております。のみならず一般のやはりこれは民主化の非常に大きな力かと思ふのであります。が、財政に対する監視と言ひますか、一般の御注目が相当鋭くなつております。私はやはり官庁が率先してそういう弊風と言ひますか、そういうものは根絶すべきであり、又そういう方面に改善のあとが見え、現に本年度も年度末の経費の使用等につきまして

は、はつきりそういう規定の御決定を得まして、今後も十分お話のやうな御趣旨で注意をいたしてゐるのであります。更に来年度の予算の執行につきまして、この間うちたび／＼申上げましたやうに、この予算の狙つておりますデフレの効果、或いは物価の合理的に正しような線を強く打出すためには、やはり国会で議決を願ひまして、その範囲内で一層の経費の節約といふことに留意をして行かなければならぬといふことは当然かと思ふのであります。その点につきましては、一般の経費においても然りであります。特にこの安全保障諸費のやうな言

わば特殊の経費につきまして、今回特に繰越をお認め願ひような場合には、ましては、一層そういう觀念をはつきりいたしまして、関係者一同まあできる限りこの経費の使用に当りましては節約を旨としてやつて行かなければならぬ。こういうふうな考へております。まあ私どもの至らぬ点は多々あると思ふのであります。一同そういう点につきましては、一層留意して参りたいと思ひます。

よつと僕らは違ふように思ひます。この点については相当論議した、この五百六十億は一番やかましく論議した項目の一つであつたわけですが、ところが少し違ふやうです。従つて私はやはり本案について、もう事務当局の御意向はよくわかりましたので、大臣並びに或いはそれに代る政務次官に対しての御質問だけをただ簡単に二、三点残しまして、これで事務当局に対する質問は終りたいと思ひますが、そこで、委員長に一つ議事運営についてお聞きしたいのですが、と言ふのは、我々野党が遅くまで残つて盛んにやつておるのですが、今日も野党は三人も残つて、野党と言つてはなんですが、一応反対野党側ですが、野党側がいろいろに、自由党の委員諸君が殆んど歸つてしまわれる、こういう運営については、本当ならば會議を開いて議事をすることはできないのです。で、少くとも今日は採決とか何とかいふお話もございまして、で、理事会でも大体それではさういふ方針で臨もうじやないかというわけで、我々は質問をやつておるわけなのですが、ところが与党の諸君は、まあお前らだけやつておれ、そしておれらは知らんぞといつて歸つてしまふ、こういう運営が果していいのですか。この点について僕は与党側の委員長として伺つておきたい。そういうことになれば、仮に委員長が採決されようとしたときに二、三名で成立するといふことが多い。それで我々はあんなものはいやだと言つて、ぼつと席をはずしてしまふといふことになつたら、さういふことで一体いいのかどうか。それでは、私は大蔵委員会の運営につきまして非常に不満だと思ふんです。而

も与党側の委員が二名だけ残つておるだけだ。そしてそういう場合に、いつまでも会議を継続されて、お前ら言わせるだけ言わせておけ、あとはおれら知らんぞといつてさつさと帰つてしまふということでは、僕らこそ非常に不満ですがね。この運営について委員長から一つ、今後にもういよ／＼重要な税法その他を控えて、会期の期限も大分迫つて来まして、今後もうこういう運営を続けられるつもりかどうか。この点をお伺いしたい。

○委員長(大矢半次郎君) お答えいたします。誠に御尤もでございます。年度末までもう余日幾らもありません。然るに衆議院の大蔵委員会にたくさん法案がかかつておりますが、まだその大部分はこちらに廻つて来ないというふうな状況でありまして、三月三十一日までに審議を終らなければならぬ法案をどういうふうな処理して行つたらいいかということも、私、非常に心配しております。実はこの件につきましては明日午前十時から理事会を開きまして、そして今後どういうふうにやつて行くかということも、篤と御相談して、成るべく審議の円滑且つ慎重を期したいと思つております。私は委員長として実は成るべく公平に皆さんの御質問等も十分尽すようにいたしたいと存じておりました。この法案につきましては、特に今日問題になつておる法案につきましては、菊川委員から十分／＼お聞きしたいという御要求もございましたので、わざ／＼……、これは約半月以上も延ばして今日になつたわけでありまして、そういう点も菊川委員において又十分御了承願いたいと存じます。与党委員の残つてい

るのが少いのは誠に仰せの通りであります。又、緑風会方面も一人もおられません。今日こういうふうになつて、数日前はいわゆる野党が殆んど御列席がなかつたというときもありましたので、それはまあ相互に成るべく審議を十分尽す意味におきまして、明日から十分皆さんに御勉強願いたいと存じます。私は与党出身の委員長として、又、与党の委員のほうには十分菊川委員の御意見も伝えまして、できるだけ出席するようになつていただきますから、どうぞよろしく御協力を願います。

○菊川孝夫君 それは与党のほうで、今日はまあ一つあげようじやないかというふうな、委員長からのお話だつた。だから我々もそれではというわけをやつたのですが、それでは最後に大蔵大臣の質問だけを残して、事務局に……、それで大蔵大臣はまだ見えませんが、見えなければ政務次官もおられるし、今日は大蔵省当局にも……。これは普通の法案とはちよつと性格が違つていふことは、これはよくわかりだろ、この五百六十億については予算委員会におきましても一番問題にした一つの焦点であつたわけですが、予算案審議の際にも……。それが今度又繰越されるということになるんですから、当然これは問題をできるだけ究明しておきたいというの、これは委員長もお認めになると思ふんです。

○委員長(大矢半次郎君) 速記を止めて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(大矢半次郎君) 速記を始めして下さい。

本日はこれにて散会いたします。  
午後六時十九分散会

昭和二十九年四月十四日印刷

昭和二十九年四月十五日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局